

第11回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成16年2月26日(木)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第 1 1 回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第 44 号	石巻地域合併協議会第 2 小委員会について	P 1
報告第 45 号	石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について	P 5
報告第 46 号	町・字の区域及び名称の河南町の取扱いについて	P 13
報告第 47 号	地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果について	P 14
報告第 48 号	商工会からの要望について	P 15
報告第 49 号	合併協定項目の変更について	P 22

協議事項

協議第41号の 1	事務組織及び機構の取扱い（協定項目 1 3）について（その 2）	P 26
協議第42号の 1	納税関係事業の取扱い（協定項目25-5）について	P 27
協議第43号の 1	消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）について	P 28
協議第44号の 1	交通関係事業の取扱い（協定項目25-7）について	P 29
協議第45号の 1	農林関係事業の取扱い（協定項目25-19）について	P 31
協議第46号の 1	文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）について	P 33
協議第47号の 1	社会教育事業の取扱い（協定項目25-30）について	P 34

提案事項

協議第 48 号	消防団の取扱い（協定項目 2 2）について	P 35
協議第 49 号	社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について（その 2）	P 45
協議第 50 号	コミュニティ施策の取扱い（協定項目25-29）について	P 61
協議第 51 号	市民公益活動団体（NPO）支援の取扱い（協定項目25-32）について	P 69
協議第 52 号	地域振興施策の取扱い（協定項目25-33）について	P 79

その他

・第12回 石巻地域合併協議会の日程（案）について	P 90
・今後の協議会開催日程（案）について	P 91

第 1 1 回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成16年2月26日(木)
午前9時30分～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 44 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について
- 報告第 45 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について
- 報告第 46 号 町・字の区域及び名称の河南町の取扱いについて
- 報告第 47 号 地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果について
- 報告第 48 号 商工会からの要望について
- 報告第 49 号 合併協定項目の変更について

(2) 協議事項

- 協議第41号の1 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について(その2)
- 協議第42号の1 納税関係事業の取扱い(協定項目25-5)について
- 協議第43号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について
- 協議第44号の1 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について
- 協議第45号の1 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について
- 協議第46号の1 文化振興事業の取扱い(協定項目25-28)について
- 協議第47号の1 社会教育事業の取扱い(協定項目25-30)について

(3) 提案事項

- 協議第 48 号 消防団の取扱い(協定項目22)について
- 協議第 49 号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2)
- 協議第 50 号 コミュニティ施策の取扱い(協定項目25-29)について
- 協議第 51 号 市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目25-32)について
- 協議第 52 号 地域振興施策の取扱い(協定項目25-33)について

(4) その他

- ・第12回 石巻地域合併協議会の日程(案)について
- ・今後の協議会開催日程(案)について

5 そ の 他

6 閉 会

報告第 4 4 号

石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

石巻地域合併協議会第 2 小委員会（第 9 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成16年2月10日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会
委員長 武者賢三

石巻地域合併協議会第2小委員会（第9回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第9回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成16年2月9日(月) 午後5時00分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

出席委員 21名

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

神山庄一郎(河北町2号委員)

石森正人(牡鹿町2号委員)

2 報告事項

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議に入る前に、平成16年1月28日に開催された1市6町の議長会議の結果について、次のとおり報告した。

- ・各地区で開催された住民懇談会において「議員の取扱い」に係る考え方を聞いたが、「原則」「在任特例」「定数特例」の各々に対する意見があり、平行線であった。
- ・最終決定には組織決定が必要であり、各市町の議会議員において話し合いが必要なので、改めて日程を決めて議長会議で話し合うこととする。

質問等なし

3 協議事項

(1) 特別職の職員の身分の取扱いについて

前回の委員会で意見が分かれた「顧問及び参与等は置かない。」及び「監査委員を全員非常勤とする。」との調整方針について、事務局より補足説明を受ける。

- ・幹事会では、各首長の意向を確認したうえで、「顧問及び参与等は置かない。」という調整方針で意見集約した。(事務局長より説明)

幹事会での協議結果を踏まえ、当委員会で協議したが、「顧問及び参与を置くことができる。」としたほうが良いという意見と、「新市長の仕事がやりづらくなることも考えられるので、置かなくてもよいのではないか。」という意見に分かれたため、意見集約に至らなかった。よって、次回の委員会において採決を含め協議することで継続協議となった。同様に、「助役・行政委員等の取扱い」「監査委員を全員非常勤とする。」との調整方針についても、継続協議となった。

(主な意見)

- ・全員で色々審議し合うことが大切だと思う。首長にも顧問及び参与として入ってもらったほうが、意見が反映されると思う。

- ・ ある首長と話したとき、「議員をおく期間でそういった役職（顧問・参与）の礼遇措置があっただろう」といった含みの話があった。今日の委員会でそういった意見が出ていないので、そのような声があったことを話している。
- ・ 首長と話したとき、「顧問・参与は希望しない。」と言っていた。ただ、合併に携わった長としての責任を話したところ、「現在まちづくりで検討されている地域の自治組織に関して、その地域の長に選任されるならば、その場で働きたい。」と話していた。
- ・ 地域の自治組織は旧町村単位で置くことができるようだが、むしろ顧問・参与よりも、その長として新市長に選任されれば、それはやぶさかでもないと話していたので付け加えたい。
- ・ 総務省に「長」の捉え方を聞いたところ、「職員が兼務すれば一番いいのではないかと話していた。「職員が地域審議会といったものの長を兼ねればスムーズに行くのではないか。」ということ聞いた。
- ・ 総務省には、「『法人格を有する地域自治組織の長の取扱い』については、事務吏員をあてたい」という基本的考え方がある。それに対して全国町村会などの各種団体が、「特別職としてあてられないか」という要望を出すとの情報を得ている。ただ、地域自治組織の長を特別職としてあてると、政令市の区長が事務吏員であるため、構成上の兼ね合いが難しいと思う。
- ・ 新市長の下に顧問・参与があると、新市長の仕事がやりづらくなるのではないかと。
- ・ 今までトップでいた人たちが中間に入るといことは、仕事がやりづらくなるのではないかと。行政区にしても、旧町単位にこだわりすぎると、合併した意味が薄れてくるのではないかと。
- ・ 「顧問・参与を置くことができる」として、選択肢は新市長に任せればいいのか。
- ・ もう一度、首長に集まってもらい決めたほうがいいのか。
- ・ 「今までの首長を処遇する」と「顧問・参与を置く」ということは別問題だと思ふ。処遇するのであれば、顧問・参与でなくてもいいのではないかと。
- ・ 首長の意見を尊重して、ここで決めたほうがいいのか。
- ・ 河北町特別委員会に諮ったところ、「議員の在任特例は認めない」という意見で集約している。また、「顧問・参与は置かない」という議員の意見がある。合併を整理して考えていかないと、議員の特例を認めるような雰囲気になってしまうのではないかと。

(2) 次回開催日程について

開催日 平成16年2月26日(木) 協議会終了後

場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

なお、次回の議長会議については、事務局で調整することとなった。

(3) その他

特になし

3 その他

特になし

報告第45号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第7回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

「新市まちづくり計画検討委員会 第7回」記録

開催月日	平成16年2月4日(水)午後1:30～
会場	石巻市総合体育館 会議室
主 題	グループワーク：基本方針に基づく施策と事業を考える(その2)
議 事	1. 今回のテーマと進め方の説明
	2. 専門家(アドバイザー)の紹介
	3. 専門家からのアドバイス及び小グループによる話し合い (1) テーマ<産業・雇用> ・東北大学大学院経済学研究科教授 大滝精一 氏 (2) テーマ<健康・福祉> ・東北福祉大学産業福祉学科教授 江尻行男 氏 (3) テーマ<自然環境との共生(生活環境含む)> ・高崎経済大学地域政策学部専任講師 櫻井常矢 氏
	4. アドバイザーからの総評
	5. その他(次回の日程についてなど)
資 料	・新市まちづくり検討委員会第6回グループワークまとめ

1. 今回のテーマと進め方の説明

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事 紅邑晶子氏より、これまでの検討内容(「将来像」、「基本理念」、「基本方針(7テーマ)」、「各方針の施策・事業」)が確認された。

今回は、前回(平成16年1月19日第6回)に引き続き、基本方針(テーマ別)の具体的内容について協議を深めていく作業となる。

お招きした専門家3氏からは、各テーマについて、新市まちづくりへの取り組み、施策と事業の提案など、参考となるようなアドバイスをいただく。

グループワークでは、前回の検討内容に、新たに必要であると考えるものを検討し、ポストイットに記入し、追加提案していく。(グループ編成は5グループ)

また、次回の第8回(平成16年2月17日)でも、『教育・文化、効率の高い行財政、市民活動・人材』の各テーマについて、同様の検討を行う予定である。

2. 専門家(アドバイザー)の紹介

事務局より、お招きした専門家(アドバイザー)の略歴を紹介した。

3. 専門家からのアドバイス及び小グループによる話し合い

(1) テーマ＜産業・雇用＞

東北大学大学院経済学研究科教授 大滝精一氏

アドバイスの概要は別紙のとおり

先生への質問と回答

Q：今後10年間の経済の見通しをどう考えるべきか。

A：日本全体は、製造業系の回復など、上向きになるだろう。ただし、財政面の厳しさや日本全体で人口が減少することから、全国くまなく回復するのではなく、大都市圏に投資が集中し、都市と地方との様々な格差が広がると考えなければならない。これを前提として様々な計画をつくらなければならない。これまでのように国や県が何とか救ってくれるというのではなく、自分たちの産業・雇用は、自分たちで創っていくという意志をはっきり持たないと、東京は栄えていても石巻はそうでないというのがはっきり出てくる可能性がある。

Q：アメリカ、中国との関係は、どうなると見るべきか。

A：アメリカはこれからも先進の国としてあり続けるだろう。ただし国際的な経済は中国をはじめ東アジアにシフトしている。今後10年を考えると、中国との関係を抜きに日本の経済を考えることができなくなっている。中国は、現在コストの安い、大量生産で躍進しているが、問題も数多く、数年くらいの間（2008年の北京オリンピック、2010年の上海万博が岐路か）で通用しなくなる可能性がある。しかし、中国は手ごわいライバルであるが、脅威として受け止めるのではなく、中国の力を利用してこの地域の活性化していく発想が大事である。

Q：仙台との関係に触れたが、どう考えるべきか。

A：仙台には多くの人たちが通勤している現状があり、また逆に仙台から観光客等として人をいかに呼び込めるか、が課題である。仙台周辺には120万～150万人の市場（マーケット）がある。それらをいかに吸引するか戦略を考えるべきである。首都圏アプローチにおいては、例えば、仙台をテストマーケットにして、首都圏に拡大することもできる。それとJRとの連携をどうするか、地域の観光や特産品などの消費は女性がメインでありそれにどのようにアピールするか、IT(インターネット)の利用をきちんと考えることが重要である。ただ全体の流れとして大事なものは、全国ブランドで有名なものと石巻地域でしかできないものの両面のアピールが考えること。第1次産業が重要なのはそれが非常に分かりやすいからである。

Q：農業や建設業の雇用減少はどの程度と考えるか。

A：公共投資の減少と比例して下がると思うが、どんどんリストラされるというのではなく、高齢者の就業が多い現状から、リタイアも多いことが反映する。

例えば、福島県建設業協会では、介護ヘルパーへの転換を進める育成をしている。農業と建設業雇用は密接なつながりがあるが、副業の観点から再度見直して見る必要もある。

60歳以上の人たちが担い手となっている農業の今後についてもかなり減少する。ただ、今起こっている問題を見ても、食や農業というものは、21世紀の大事な産業として見直しされ、スポットを浴びると考える。規模拡大、本格的な産業としての経営維持への転換が必要であり、再活性化の条件としては、40歳以下の人たち（＝経営できる世代）が他産業からいかに就業参

入るかどうにかかっている。しかし、これらを 10 年間で達成することは難しく、次代を育てる工夫で農業の可能性が広がると考える。構造改革特区を考えてみることも必要である。アイデア倒れでもいいからとにかくやってみる、規制緩和から広がるビジネスチャンスも多い。

(2) テーマ < 健康・福祉 >

東北福祉大学産業福祉学科教授 江尻行男氏

アドバイスの概要は別紙のとおり

【Q & A】先生への質問と回答

Q：フィンランドを先進地として評価されたが、健康・福祉を充実できたポイントは。

A：“S I S U (シス)”という国民精神が根底にあり、今に生きている。(日本で言えば大和魂。たくましい人づくりという意味がある。)小さい時から自立を早く覚える国民性、熱心な教育、経済競争力もある。都市をとっても自立ができる(自立を促す)システムがある。福祉先進国というより健康先進国である。

Q：老人福祉を主にされたが、障害者福祉の動向について教えて欲しい。

A：専門外ではあるが、授産施設で仕事が無いなどの問題も出ている。企業等の社会貢献としての取り組みも期待されるが、産業界は福祉に対して、基本的な姿勢が欠けているように見える。地域の障害者、作業所等の現状をもっと知る活動をしている NPO もあり、こうした活動から雇用の促進を含めて対策が出てくるのではないかと。

Q：足助町での Z i Z i 工房やバーバラの見学客数や施設経営はどうなっているか。

A：生産とともに直売もしている。福祉センター、デイサービス施設、ホテル等もあり、一体的に運営されている。

〔参考：足助(あすけ)町福祉センター百年草〕

デイサービスや保健事業の拠点施設である福祉センター「百年草」には、ホテル百年草、レストラン、浴場が併設され、第3セクターで運営している。

隣接する「足助ハム・Z i Z i 工房(ハム・ソーセージづくり工房)」「B a k e r y バーバラはうす」(パンづくり工房)は高齢者の働く場であり、販売施設でもある。工房で創られた商品は、三州足助屋敷(これも観光と福祉の融合機能を持つ)や香嵐渓、歴史的街並み等に訪れる観光客へのお土産、町内の宿泊飲食施設等の食材としても活用されている。

アメリカのサンシティのようなシルバータウンづくりが沖縄で動いている。前回のまとめに「じい・ばぁランドプロジェクト」が出ているが、例えば、パイロット事業的に特区として取り組み、網地島などをシルバーランド・福祉ランド・健康ランド・子育てランドなどにして取り組んでみたらどうだろうか、皆さんの感想を聞いてみたいところである。

(3) テーマ<自然環境との共生(生活環境含む)>

高崎経済大学地域政策学部専任講師 櫻井常矢氏

アドバイスの概要は別紙のとおり

<施策・事業への提案の御願い>

(紅邑晶子氏より) 本日は、グループワークの時間がとれなかったため、第6回グループワークまとめのテーマごとに、検討委員個々で新たに付け加えるべきと考える提案は、本日、ポストイットに記入して事務局に提出、後日、2月10日までをめぐりに、郵送・ファクス、Eメール等で事務局に提出を御願いした。

また、本日の学習を地域の方々に広めて行って欲しい旨を御願いした。

4. アドバイザーからの総評

石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏

3先生からのお話からのポイントが再確認された。

『産業・雇用』では、これまでは縦割りの産業のなかで問題を解決しようとしていたことから脱皮し、既成概念を外して産業間の掛け合わせから、夢が広がることである。

『健康・福祉』では、産業とつなげる観点、組み合わせ、つながりを創って行くことから、課題解決もビジネスチャンスも広がる。

『環境との共生、生活環境』では、住民自ら真剣に環境のことを考えるべきであること。これまでは行政がやってくれるだろうと環境をとらえていなかったか、という反省が必要である。また、お互いの地域が相互の評価しあう必要性、さらに、NPOの役割も含め、コミュニティこそ担い手となり、個々の市民と行政をつなぐ架け橋とならなければならないことである。

5. その他

事務局より次回(第8回)の検討委員会は、2月17日(火)13:30から県石巻合同庁舎にて開催されること、また、アドバイスの要点については、なるべく早く送付したい旨を伝えた。

以上(閉会 16:40)

【ポイント】新市における競争優位と協調優位

競争優位・・・産業は地域の競争問題を抜きに考えられない。(地域間競争・グローバル競争)
競争の中で地域が生き残る 他地域との『違い・特色』が必要(オンリー・ワンのまちづくり)
協調優位・・・1市6町間でどんな協調ができるか 協調によって得る『力・特色』もある

【2つのポイントを見出す手法】

環境資源分析・・・産業や地域を取り巻く環境の現状を見据え、産業雇用の資源として何があるか把握する。

環境要素 グローバル化(競争)

農業・漁業など、国内で何をするか考えても、競争力のある産業を創ることは困難。
国と国との競争等、グローバルな環境で生き残る方策を考える。(地域の外からの挑戦)
少子高齢化の流れ(地域の内側からの挑戦)

資源要素 **産業・資源マップの作成(産業・雇用を創出できる新市の資源・拠点を洗い出す。)**

- 産業を支える基盤(インフラ)...港・道路・空港等、輸送・物流・流通機能などの配置
- 支援機関...ハローワーク・大学・各種試験研究機関などの存在
- 産業実態...1次産業...農産物、水産物などの中で地域の特産品
 - 2次産業...製造業や建設業での雇用実態など
 - 3次産業...観光、流通、運輸、サービスなど
- 主要企業...(例:河南町にある日本一のウエットスーツ会社)企業自身が地域の資源
- 観光資源・観光スポットを描くことも重要

1次産業は地域の特色が出で重要だが、雇用が減る中、単独で考えても意味が無い 他産業との組み合わせ
 グローバル化の視点...国際姉妹都市との間でどんな関係を築く事ができるか 新しい可能性を見出せる。
 今後の主流産業(雇用の6割)は3次産業 都市の機能で支えられる産業 新市の都市機能が重要
 (『にぎわい・交流』をどうやって生み出すか、新市には『都市』と『自然』のメリハリがある)
 仙台市との関係抜きで新市を考えても意味が無い。
 ・仙台への通勤者が多い。・仙台周辺からどれだけ観光客を呼べるか 重要な当面の戦略(具体的)
 主観的要素の強いマップをつくることも良い・・・地域の人材 職人・産業名人・生活名人・技術者など

【産業・資源マップから次の10年の方向性(あるべき姿)を描き出す】

産業間の垣根をゆるくする...新しい産業・雇用を生むチャンス...各産業の掛け合わせ(6次産業を創り出す)

地域で有望(成長分野)なのは『食』と『観光』 特定分野におさまらない。(産業間の提携が必要)

旧市町の垣根を越えてできる事業(雇用機会)を考える。

行政・産業・住民の垣根を越えて新しい雇用機会ができないか。

} 協調優位

現在、東北(宮城県)で新しい雇用機会として注目される分野

*福祉農園や福祉農業 農業・福祉・医療の掛け合わせ

*観光 グリーンツーリズム(農業と観光)、ブルーツーリズム(海洋観光)

*産業観光 会社・工場・オフィスを見ることで人々が楽しむ。

掛け算による発想(機会の拡大)...今あるものを掛け合わせて『新産業(機会)』をつくる。

成長の期待できる産業を探る

『環境リサイクル産業』、『福祉・健康・医療』、『食・食品・バイオ』等が有望

『新観光』...住民と他産業を巻き込む(資源を繋げる) 『広域観光』...1市6町の中で価値が出るもの

▶ 農業・漁業の持つ資源を活かした観光(女性へのアピール・ITの活用)

資源...『街並み』『街の雰囲気』『景観』『住民のもてなしの心』

地域発の雇用の場を拡大...地域の中で人々が安定した暮らしを営むためには、雇用の場の工夫が必要

*子育ての終わった女性が働ける場...今後の地域産業は女性のパワーを活かす事が重要

*高齢者が働ける場...元気な高齢者の活躍の場

深刻な問題...今後10年で農業・建設業の雇用が相当数減る...高齢就業者が多い...リタイア

↓ 農業再生の可能性 次世代・他産業から人材の育成 *農業・食が見直される時がくる

*農業・建設業を補完する場が必要 地域の人々が、地域の人々を支援するしくみを創る。

↓ (コミュニティビジネス・サービスを新しい雇用の場として考える)

この10年で公共施設(公園など)の維持管理が行政から民間に開放される 大切な地域雇用の場

【日本の景気は回復しても、全国的に良くなる事に繋がらない】(質疑の回答)

大都市圏に財政が集中し、国内格差が広がる 国に財政的余裕が無い。人口が減少する。

『自分達の産業・雇用は自分達でつくる』という意味が必要(意思がないと大都市圏とはっきりした差に)

*これまでのように国県が施策で救うという事は無くなる

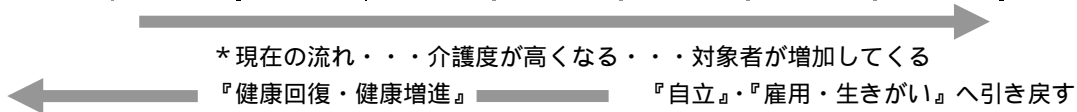
健康・福祉（東北福祉大学産業福祉学科教授 江尻行男）

《老人福祉》

現在の公的介護保険制度（国：財政負担を少なく）

【健康福祉の産業化】介護費用（コスト）を低下させるような施策を国も探っている

雇用・生きがい | 自立 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 終末



自立とは 精神的、経済的、社会的、自分で意思決定できる自立

特別養護老人ホーム：石巻3、河北1、雄勝1、河南2、牡鹿1 = 計8箇所（1ヶ所約50人で約400人入居）
入居希望者（待機者）の入居倍率は約5～6倍 入居ニーズは高い（他地域も同様）

高齢者人口：65歳以上人口約4万人（高齢化率22%）そのうち要介護認定者5,000人弱

*最多は要介護度1 *要支援と要介護度1・2合計3,000人 *要介護度3・4・5合計1,700人

『福祉』・・・一場面では捉えるのではなく、誕生から終末まで（福祉と医療並びに保育の合体）を考える。

フィンランド・・・『在宅福祉』や『健康』に気を使う 『産業』にする...国家プロジェクト

日本・・・『施設福祉』・丁寧すぎる福祉を行ってきたのではないか。

今後『労働者としての高齢者』という考えが重要となる

【施設福祉から在宅福祉】

これまでは施設を作ればよいという考えで進んできた

施設の小規模多機能型（コンビニ型・サテライト型） 地域密着型（在宅に近い施設福祉・逆デイサービスも）
（地域連携が重要なポイント）

地域の広域化 サービスの平均化（水平的横の拡大型施設介護の展開）

IT活用、遠隔介護（仙台市：e-まちづくり）

海などの活用 福祉や健康に関係が深い 施設建設（在宅）に活用できないか

*例：網地島（島ごと）を福祉の島にしてしまう。観光と合わせての試みがある

愛知県足助町のZiZi工房パーバラ（3セク）など

タラソテラピー・温泉・海岸の砂などの活用、が福祉分野でも出てくると思われる

共食...高齢者は一人で食事をして美味しくなく（NPO等がセッティングすることがある）

韓国のフードバンク...工場等から食材の寄付を受けて食事を作り、近隣の老人は歩いてやって来る

*共食運動を地産地消と絡めて実施していくべきではないか

支援機関 福祉の場面でも専修大学等の研究機関やチームの支援が必要

【健康福祉】...要支援と要介護1を含む65歳以上の高齢者を対象に

元気な高齢者への対応型サービスも必要だが、健康相談や検診サービスの分野も重視

自立と生きがいのある生活を確保する（システムづくり）

健康・福祉サービスを一つの産業（福祉産業）と考える

健康福祉旅行、福祉健康レストラン、共食、健康福祉と施設群の観光資源化 - 福祉観光 - など

【高齢者の雇用・就労（生きがい発見）】

自立している高齢者は働く意欲も高い 働く場づくりと確保

新市特有の高齢者就労の場づくり 海や海岸、漁業・農業を活用したもの

経済的価値の増大、そして健康・生きがいにもつながる

【福祉まちづくりの担い手とキャンペーン】

行政、社会福祉法人、NPO、企業、町内会を含む市民（高齢者含む）全体が担い手

福祉教育の重要性（小学校から）

健康・福祉キャンペーン（意識高揚を図る）

【自治体の環境政策キーワード】・・・『共生』・『循環』・『参加』

自治体の課題・・・何をするか（地域のカラー）が問われている・・・なにもかも行うには厳しい時代

【環境】・・・まちづくりの基本理念・基本戦略の重要なキーワード

現代の自治体には産業・財政・安全など、あらゆる問題がある・・・自治体の危機（全国どこでも同じ）

『危機から再生』する道筋は自治体によって多様 再生に向わない自治体もある

再生への道筋に『環境のまちづくり』を基本とする自治体が非常に多い

例：山形県長井市のレインボープラン（生ゴミの農業循環）立川町（風力発電）岩手県葛巻町など

環境は産業に結びつく・・・環境でも自治体の再生・活性化は十分ありえる。

*しかし、環境理念の追求は従来施策と必ず壁ができる 環境保全と地域開発 環境に配慮した社会資本整備
～ 道路拡張・整備（騒音・大気） 環境の視点 ～

【共生】・・・自然を守る『保全』と自然を創る『創造』、自然と人間がどう付き合うか

宮城県には規制が多い（国定公園など）自治体の自然活用（環境創造）の障害になる

*自然の豊かなところは市民が無関心（役所に守られる自然）

*自然の少ない都市部は市民が真剣（どうやって自然を創るか、自然の豊かさを子供たちに伝えていくか）

*新市は魅力的だが安心できない 自然との付き合い方・子供達への伝え方 『愛着・誇り』へ結び付け
保全された自然の再発見、見直し...よそ者の視点が大切

*互いの地域（旧市町）を相互評価...新たに住民となる人々（よそ者）の評価...自然を見直すプロセスになる
身近な自然（生活環境の中の自然）の見直し...身近な自然の確保、どう子供達へ近づけるかが大切になる。

*身近な自然は保全されたものとは違い、見えにくい部分が多い...子供の遊び場調査（身近な自然の再発見に有効）
（アパート裏の駐車場、雑木林、危険な水路、自治体の公園には誰もいない...等）

*緑のまち基本計画などの作成をとおして、身近な自然をどう生活に結び付けていくか

【循環】・・・ゴミのリサイクルだけでなく循環システムをトータルに見る必要がある

合併の魅力 循環範囲の拡大（農業・水産業・生活者など様々な人々によって地域に広がり作られる）

*仙台市ほど人口が多いと本当に循環しているかわからない

*循環できない地域もある・・・生ごみの堆肥化 農地が無ければゴミとなる

循環はゴミ問題に限らない・・・地域産業に結びつく

*産直（地元でとれた物を地元で消費 安全、輸送コストも掛からない） 環境にやさしい『循環』

例：岩手県紫波町（循環型まちづくり条例を制定）地元の木材や労働力で学校を建設

*自然エネルギー...例：バイオマスエネルギー（木チップから固形燃料、風力発電、家畜ふん尿）

ただし、自然エネルギーはコストが高い...新市ではコストの安い海水温を利用できないか

【生活環境】・・・人々は安全や快適を求めている...地域がカラーを出す人と人が移動する（集まる）

*実際に安全や快適を求め人々が居住地を移動しはじめている...子育てにやさしいまち等も

（岩手県南部では異動が数値に表れてきている）

*『安全・暮らしやすさ』というキーワードはこれまでの自治体政策に無かったもの

新市の都市機能...病院、鉄道、商店、公共施設（体育館・図書館など）

新市にどれだけ分散しているか 全市的な都市機能を描く必要がある（快適性で重要）

生活インフラ...上下水道...水源から蛇口までのルートを知る 水を見る目が変わる（水源の保全）

【参加】...生活環境を守る担い手は市民 地域コミュニティを考えないと『循環・生活環境』は担えない

地域コミュニティの問題（合併協議上）...町内会・自治会などのコミュニティ組織

名称・会費・活動内容・活動拠点（施設）がバラバラ 合併によりサービスの提供が一樣

地域コミュニティの仕組みも一樣にする必要はあるが、なかなかできない

*担い手の高齢化、若い人達が参加しない・・・担い手の空洞化が危惧される

*どんなに高度な議論（福祉や環境など）をしても最後に重要となるのは人間関係

地域コミュニティは『循環・生活環境の保全』にとって重要な単位となる 『安全・快適』の現実的議論へ

例：〔生活環境〕子供の安全 地域の子供達は、地域の人達が、地域の手で支える

〔循環〕人口が多いと循環しているか判断できない 循環は小さな単位で評価する

*評価の枠組みを小さくし、その地域が集まって、新市として『循環』を評価する

『生活環境』で一番の問題は担い手の確保

*『循環』や『生活環境』には成果を目に見えるようにするための単位が必要となる

広域化には狭域的単位（地域が大きくなればなるほど、狭い単位をどのように築き上げるか）

共通項目...【情報】環境情報をコーディネートする拠点が重要（情報を集約し、広めていくか）

【大学の活用】子育て支援・まちづくりの相談窓口など（人材の観点から大学を軸に考える）

全ての事柄に人間関係がいかに密着しているか

町・字の区域及び名称の河南町の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについては、河南町の意向を踏まえ、下記のとおりとしたので報告する。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目18）
調 整 方 針	<p>町・字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市においては、市名を付し、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 ・河北町においては、市名を付し、河北町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 ・雄勝町においては、市名を付し、現行地名を継承、「大字」の字句は削除する。 ・河南町においては、市名を付し、河南町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承する。 ・桃生町においては、市名を付し、現行地名を継承する。 ・北上町においては、市名を付し、現行地名を継承する。名称は「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。 ・牡鹿町においては、市名を付し、牡鹿町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字及び字」の字句は削除する。ただし、「大字給分浜字」、「大字谷川浜字」、「大字寄磯浜字」の一部については、それぞれ「小淵浜」、「大谷川浜」、「前網浜」に、又「字給分村」、「字浜前原」については、それぞれ「給分」、「前原」に変更し、「大原浜字町」については、「字」の字句を継承する。

平成16年 2月26日（確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	18	協定項目の名称	町・字の区域及び名称の取扱い
調整方針	<p>町・字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 町・字の区域については、現行のとおりとする</p> <p>2 町・字の名称については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市においては、市名を付し、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 ・河北町においては、市名を付し、河北町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 ・雄勝町においては、市名を付し、現行地名を継承、「大字」の字句は削除する。 ・河南町においては、市名を付し、河南町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承する。 ・桃生町においては、市名を付し、現行地名を継承する。 ・北上町においては、市名を付し、現行地名を継承する。名称は「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。 		

区分	石巻市	
調整内容	市名を付し、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 (例)石巻市日和が丘一丁目1番1号	
表示地名	現況	合併時
	石巻市	石巻市
	中央一丁目～中央三丁目、中瀬、泉町一丁目～泉町四丁目、立町一丁目～立町二丁目、羽黒町一丁目～羽黒町二丁目、住吉町一丁目～住吉町二丁目、千石町、鑄銭場、旭町、穀町、石巻字、字新西中里、字西中里、字新境谷地、字境谷地、水明町一丁目～水明町四丁目、中里一丁目～中里四丁目、南中里一丁目～南中里二丁目、駅前北通り一丁目～駅前北通り四丁目、元倉一丁目～元倉二丁目、東中里一丁目～東中里三丁目、南中里一丁目～南中里四丁目、中里一丁目～中里七丁目、水明北一丁目～水明北三丁目、水明南一丁目～水明南二丁目、大橋一丁目～大橋三丁目、開北一丁目～開北四丁目、水押一丁目～水押三丁目、日和が丘一丁目～日和が丘四丁目、門脇町一丁目～門脇町五丁目、南浜町一丁目～南浜町四丁目、南光町一丁目～南光町二丁目、大手町、宜山町、雲雀野町一丁目～雲雀野町二丁目、双葉町、潮見町、三河町、中島町、重吉町、西浜町、門脇字、清水町一丁目～清水町二丁目、新橋、山下町一丁目～山下町二丁目、田道町一丁目～田道町二丁目、錦町、西山町、未広町、字横堤、字新横堤、字横堤南、字南谷地、字清水尻西、字面剣田、字深淵、字水押、字中堤防、開北町、字清水尻、貞山一丁目～貞山五丁目、不動町一丁目～不動町二丁目、八幡町一丁目～八幡町二丁目、湊町一丁目～湊町四丁目、吉野町一丁目～吉野町三丁目、川口町一丁目～川口町三丁目、大門町一丁目～大門町四丁目、明神町一丁目～明神町二丁目、湊字、魚町一丁目～魚町三丁目、松並一丁目～松並二丁目、緑町一丁目～緑町二丁目、鹿妻一丁目～鹿妻五丁目、鹿妻本町、鹿妻東、伊原津一丁目～伊原津二丁目、鹿妻北一丁目～鹿妻北三丁目、鹿妻南一丁目～鹿妻南五丁目、蛇田字、向陽町一丁目～向陽町五丁目、新境町一丁目～新境町二丁目、丸井戸一丁目～丸井戸三丁目、あけぼの一丁目～あけぼの三丁目、南境字、大瓜字、高木字、水沼字、真野字、沼津字、沢田字、井内字、根岸字、新栄一丁目～新栄二丁目、開成、伊勢町、浜松町、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目～渡波町三丁目、三和町、後生橋、宇田川町、万石町、塩富町一丁目～塩富町二丁目、渡波字、流留字、垂水町一丁目～垂水町三丁目	同左
石巻市 大字田代浜字、大字小竹浜字、大字折浜字、大字桃浦字、大字月浦字、大字侍浜字、大字荻浜字、大字小積浜字、大字牧浜字、大字竹浜字、大字狐崎浜字、大字福貴浦字	石巻市 田代浜字、小竹浜字、折浜字、桃浦字、月浦字、侍浜字、荻浜字、小積浜字、牧浜字、竹浜字、狐崎浜字、福貴浦字	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
<p>・ 牡鹿町においては、市名を付し、牡鹿町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字及び字」の字句は削除する。ただし、「大字給分浜字」、「大字谷川浜字」、「大字寄磯浜字」の一部については、それぞれ「小湊浜」、「大谷川浜」、「前網浜」に、又「字給分村」、「字浜前原」については、それぞれ「給分」、「前原」に変更し、「大原浜字町」については、「字」の字句を継承する。</p>			

河 北 町		雄 勝 町	
市名を付し、河北町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字」の字句は削除する。 (例) 石巻市相野谷字旧会所前12番地の1		市名を付し、現行地名を継承、「大字」の字句は削除する。 (例) 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑84番地の1	
現況	合併時	現況	合併時
河北町相野谷字 河北町成田字 河北町中島字 河北町中野字 河北町皿貝字 河北町馬鞍字 河北町小船越字 河北町飯野字 河北町大字北境字 河北町大字東福田字 河北町大字大森字 河北町大字三輪田字 河北町福地字 河北町針岡字 河北町釜谷字 河北町長面字 河北町尾崎字	石巻市相野谷字 石巻市成田字 石巻市中島字 石巻市中野字 石巻市皿貝字 石巻市馬鞍字 石巻市小船越字 石巻市飯野字 石巻市北境字 石巻市東福田字 石巻市大森字 石巻市三輪田字 石巻市福地字 石巻市針岡字 石巻市釜谷字 石巻市長面字 石巻市尾崎字	雄勝町大字名振字 雄勝町大字船越字 雄勝町大字大須字 雄勝町大字熊沢字 雄勝町大字桑浜字 雄勝町大字立浜字 雄勝町大字大浜字 雄勝町大字小島字 雄勝町大字明神字 雄勝町大字雄勝字 雄勝町伊勢畑一丁目 雄勝町下雄勝一丁目 雄勝町下雄勝二丁目 雄勝町下雄勝三丁目 雄勝町上雄勝一丁目 雄勝町上雄勝二丁目 雄勝町上雄勝三丁目 雄勝町大字水浜字 雄勝町大字分浜字	石巻市雄勝町名振字 石巻市雄勝町船越字 石巻市雄勝町大須字 石巻市雄勝町熊沢字 石巻市雄勝町桑浜字 石巻市雄勝町立浜字 石巻市雄勝町大浜字 石巻市雄勝町小島字 石巻市雄勝町明神字 石巻市雄勝町雄勝字 石巻市雄勝町伊勢畑一丁目 石巻市雄勝町下雄勝一丁目 石巻市雄勝町下雄勝二丁目 石巻市雄勝町下雄勝三丁目 石巻市雄勝町上雄勝一丁目 石巻市雄勝町上雄勝二丁目 石巻市雄勝町上雄勝三丁目 石巻市雄勝町水浜字 石巻市雄勝町分浜字

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	18	協定項目の名称	町・字の区域及び名称の取扱い
---------	----	---------	----------------

区分	河 南 町		桃 生 町	
調整内容	市名を付し、河南町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承する。 (例)石巻市前谷地字黒沢前7番地		市名を付し、現行地名を継承する。 (例)石巻市桃生町中津山字八木167番地の4	
表示地名	現況	合併時	現況	合併時
	河南町前谷地字 河南町和渕字 河南町鹿又字 河南町須江字 河南町広渕字 河南町北村字	<u>石巻市前谷地字</u> <u>石巻市和渕字</u> <u>石巻市鹿又字</u> <u>石巻市須江字</u> <u>石巻市広渕字</u> <u>石巻市北村字</u>	桃生町脇谷字 桃生町倉埜字 桃生町牛田字 桃生町寺崎字 桃生町中津山字 桃生町城内字 桃生町新田字 桃生町給人町字 桃生町神取字 桃生町高須賀字 桃生町太田 桃生町榎崎 桃生町永井	石巻市桃生町脇谷字 石巻市桃生町倉埜字 石巻市桃生町牛田字 石巻市桃生町寺崎字 石巻市桃生町中津山字 石巻市桃生町城内字 石巻市桃生町新田字 石巻市桃生町給人町字 石巻市桃生町神取字 石巻市桃生町高須賀字 石巻市桃生町太田字 石巻市桃生町榎崎字 石巻市桃生町永井字

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
北 上 町		牡 鹿 町	
市名を付し、現行地名を継承する。名称は、「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。 (例)石巻市北上町十三浜字月浜290番地		市名を付し、牡鹿町の名称は残さず、従来の大字・小字を継承、「大字及び字」の字句は削除する。ただし、「大字給分浜字」、「大字谷川浜字」、「大字寄磯浜字」の一部については、それぞれ「小淵浜」、「大谷川浜」、「前網浜」に、又「字給分村」、「字浜前原」については、それぞれ「給分」、「前原」に変更し、「大原浜字町」については、「字」の字句を継承する。 (例)石巻市鮎川浜鬼形山1番地の13	
現況	合併時	現況	合併時
北上町橋浦字 北上町長尾字 北上町女川字 北上町十三浜字	石巻市北上町橋浦字 石巻市北上町長尾字 石巻市北上町女川字 石巻市北上町十三浜字	牡鹿町字鮎川大町 牡鹿町字鮎川浜丁 牡鹿町大字鮎川浜字 牡鹿町大字長渡浜字 牡鹿町大字網地浜字 牡鹿町大字新山浜字 牡鹿町大字十八成浜字 牡鹿町大字給分浜字の一部 牡鹿町大字大原浜字の一部 牡鹿町大字清水田浜字 牡鹿町大字小網倉浜字 牡鹿町大字谷川浜字の一部 牡鹿町大字鮫浦字 牡鹿町大字泊浜字 牡鹿町大字寄磯浜字の一部	石巻市鮎川大町 石巻市鮎川浜丁 石巻市鮎川浜 石巻市長渡浜 石巻市網地浜 石巻市新山浜 石巻市十八成浜 石巻市給分浜 石巻市大原浜 石巻市清水田浜 石巻市小網倉浜 石巻市谷川浜 石巻市鮫浦 石巻市泊浜 石巻市寄磯浜
		次の小字については下記のように変更	
		現況	合併時
		牡鹿町大字給分浜字 西出山、トツ山、薬師山、 薬師山前、カント、入の 沢、走り、牧ノ崎毛ナシ一 番、牧ノ崎毛ナシ二番、牧 崎長峯、牧崎長峯下、牧崎 シトアミ、ウサギ島、白 浜、大房山、仁嘉喜、留 山、カシ山、留山下、小梅 戸崎、向田、大宝、狩又、 窪田、十八成道下、板橋、 筒船掛場、窪沢、仁喜山、 関ノ入、牧ノ崎、白山、村	石巻市小淵浜 同左
		牡鹿町大字谷川浜字 二重坂、下町、高田、金 越、大谷川二番、苗代目、 小浜山、小積道山、川向、 大谷川	石巻市大谷川浜 同左
		牡鹿町大字寄磯浜字 オソヒ沢山、釜ノ浜、田 鳥、白窪、前網	石巻市前網浜 同左
		牡鹿町大字給分浜字給分村	石巻市給分浜給分
		牡鹿町大字谷川浜字浜前原	石巻市大谷川浜前原
		牡鹿町大字大原浜字町	石巻市大原浜字町

報告第47号

地域イントラネット基盤施設整備事業に
関する国への要望結果について

地域イントラネット基盤施設整備事業に関する国への要望結果について、
別紙のとおり報告する。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

報告第48号

商工会からの要望について

商工会に対する行政支援について、別紙のとおり要望されたので報告する。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成 16 年 2 月 13 日

石巻地域合併協議会

会長 土井喜美夫 殿

商工会に対する 1 市 6 町合併新市の
の行政支援に関する要望書

河 南 町 商 工 会



桃 生 町 商 工 会



河 北 町 商 工 会



北 上 町 商 工 会



雄 勝 町 商 工 会



牡 鹿 町 商 工 会



石巻市稲井 商 工 会



商工会に対する1市6町合併新市の 行政支援に関する要望書

1. 要望の趣旨及び理由

石巻地域の商工業はデフレスパイラルに直面する中、公共事業の削減、金融機関の貸し渋り、大型店の進出、規制緩和による競争の激化等きわめて厳しい経営環境にあります。

こうした状況下で商工会は、企業経営を支援する経営改善普及事業、地域の活性化を図るための地域振興事業を従来以上積極的に実施するとともに、IT技術の普及推進、創業、経営革新、ビジネスチャンスの創出等新たな事業を展開していかなければなりません。

さらに、商工会は国の小規模企業政策の支援団体として、従来から小規模事業者の経営改善発展を総合的に推進する事業を実施してきており、今後とも石巻地域の商工業振興及び地域活性化のリーダーとして果たすべき役割は大なるものがあります。

又、商工会は従来より市町の商工行政の一翼を担いつつ、地域に密着した各種事業を展開し地域振興と活性化に多大な実績と評価を得ておることは、ご承知のことと存じます。

一方、国、県においては行財政改革による商工会補助金の削減が進められております。

商工会としても、会費増及び事業収入等で自己財源の確保に努めておりますが、景気の低迷により会員事業所が苦境にある現状では大きな成果を上げることは困難な状況にあります。

こうした中で、平成14年8月に宮城県並びに商工会連合会より、県下69商工会の広域合併を目標とした広域連携エリアが設置されました。

石巻地域1市6町の商工会の広域合併を前提とした3つのエリアで広域連携を平成15年4月1日にスタートしたところであります。

県下商工会の財政は、国、県、市町村行政からの補助金と、会費、手数料等の自主財源から成り立っており、収入を科目別にみると、平成12年度においては県補助金が49.8%、市町村補助金が14.2%と全体の64.0%が補助金により運営されています。

現在、石巻地域の1市6町の法定合併協議会を設置し、平成17年3月31日を目途に合併に向けての協議が進められている状況にあることと存じます。

つきましては、新市誕生後においては、次の要望事項5項目並びに別紙の補助金交付規則(案)を参考に制定されたく、法定合併協議会において特段のご高配を賜りますようご要望申し上げます。

要 望 事 項

1. 新しい市の「まちづくりのための建設事業」や「商工業の振興」に対する合併特例債等の財政支援を受けるため「新市建設計画」に地域商工業の活性化策を盛り込むようご要望いたします。
2. 商工会の合併に伴う会館の建て替えや改修への財政支援を「新市建設計画」に盛り込むようご要望いたします。
3. 合併後においても、尚一層の商工業の振興・発展のための商工会に対する各種補助金が別紙、平成14年度決算にみる1市6町の実績を下回ることなく、確保されるようご要望いたします。
4. 現在、1市6町内では中小企業者の金融の円滑化と経営の合理化を目的とした独自の融資制度を設けられておりますが、市町の合併後においても、中小企業者の経営安定のため、融資枠の拡大、低金利融資制度の継続をご要望いたします。
5. 県が行う財政支援のうち「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」から緊急を要する商工会館の改修や備品等の整備に対して交付金からの支援が活用されるようご要望いたします。

以 上

石巻地区1市6町商工会財源内訳調べ

1. 補助金及び自己財源・会員数等(平成14年度本会会計決算から)

商工会名	河南町商工会	桃生町商工会	河北町商工会	北上町商工会	雄勝町商工会	牡鹿町商工会	石巻市稲井商工会	1市6町合計	備考	
項目	金額(円)	構成(%)	金額(円)	構成(%)	金額(円)	構成(%)	金額(円)	構成(%)		
県補助金(運営)	25,991,248	46.7	23,551,966	46.1	24,428,720	45.4	5,442,668	31.7	141,597,956	47.9
"(事業)	23,700	0	47,400	0.1	1,475,850	2.7	0	0	7,059,246	2.4
"(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0	292,200	0.1
県運営料	0	0	4,356,180	8.5	0	0	0	0	4,356,180	1.5
小計	26,014,948	46.7	27,955,546	54.7	25,904,570	48.2	22,844,700	54.9	153,305,582	51.8
町補助金(運営)	8,200,000	14.7	5,500,000	10.8	5,000,000	9.3	4,000,000	9.6	900,000	5.2
"(事業)	500,000	0.9	0	0	1,989,764	3.7	0	0	2,489,764	0.8
"(イベント)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
"(その他)	1,800,000	3.2	0	0	0	0	0	0	1,800,000	0.6
小計	10,500,000	18.9	5,500,000	10.8	6,989,764	13	4,000,000	9.6	900,000	5.2
会費	7,367,300	13.2	3,825,500	7.5	5,922,200	11	2,846,700	9.7	2,800,000	16.3
手数料等	3,527,367	6.3	11,123,068	21.8	6,791,262	12.6	5,753,630	19.5	6,370,000	37.1
雑収入	6,519,164	11.7	106,900	0.2	5,269,188	9.8	457,548	1.6	105,000	0.6
前期繰越金	1,722,409	3.1	2,628,214	5.1	2,560,570	4.8	521,249	1.8	59,431	0.3
その他	0	0	0	0	313,905	0.6	0	0	1,643,905	0.6
小計	19,135,240	34.4	17,663,682	34.6	20,857,125	38.8	9,579,127	32.5	10,664,431	62.2
収入合計	55,651,188	100	51,139,228	100	53,751,459	100	46,942,337	100	171,157,099	100
商工業者数	732.0		418		585		249		216	
会員数	446.0		278		398		194		125	
総率(%)	60.9		66.5		68		77.9		57.9	
商工業者1当り行政支	14,344円		13,158円		11,948円		9,036円		4,167円	

2. その他参考となるもの
(本会会計に属さない特別会計や商工関係相合等に受けた助成金)

項目	市町名	助成金額	事業	業	内	容	備考
ものうふれあい祭	桃生町	5,000,000	はねこ踊り・子供会祭・スポーツ大会・花火大会等				商工会 200,000円 協賛金等 3,725,000円 総額 8,925,000円
サマーフェスタ・インかほく	河北町	3,000,000					総額 9,000,000円
河北スタンプ会	"	2,000,000	共催金として				15年度100万円に減額
おがつ夏まつり	雄勝町	700,000	青年部主催のときめきフェアに助成				
結婚相談連協	"	400,000					
町民まつり	河南町	4,000,000					商工会 330,000円 農政対策協議会340,000円 総額 4,670,000円
石巻川開き祭り	石巻市	13,000,000					企業協賛金 15,514,000円 花火協賛金13,867,000円 その他 6,353,900円 総額 48,734,900円
にっこりまつり	北上町	3,350,000					農協 450,000円 漁協 200,000円 商工会 40,000円他総額 4,852,000円
		31,450,000					

*. 行政の広域合併により、これまで実施されてきた地域振興・活性化に商工会の果たす役割は益々増大するものと考えられる。

〇〇〇商工会に対する〇〇〇市補助金交付規則（案）

（目的）

第1条 この規則は〇〇〇商工会（以下「商工会」という）が行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業（以下「経営改善普及事業」という）及び商工業の発展、地域の振興並びに社会一般の福祉の増進を図るための事業（以下「地域振興事業」という）に要する経費並びにこれらの事業を円滑に推進するための経費について、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

（補助金の交付対象）

第2条 補助金は商工会が次に掲げる事業に要する経費のうち市長が必要かつ相当と認める物について交付する。

- （1）経営改善普及事業に要する経費
- （2）地域総合振興に要する経費
- （3）その他管理運営に要する経費

（補助額）

第3条 補助金額は、前条に規定する経費に対して別表1に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、次の関係書類を添えて市長に対して毎年5月30日までに提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理しその内容が相当と認めるときは、補助金交付指令書を商工会に交付する。

2. 補助金交付の決定には必要な条件を付することができる。

（補助金交付の時期）

第6条 補助金交付の時期は原則として、次のとおりとする。

- （1）当該年度の6月末日まで、残額については12月末日までに交付する。

（補助金の概算払いの請求）

第7条 商工会は事業の遂行上補助金の概算払いを受けようとするときは、その請求書を市長に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第8条 商工会は補助金の決定後において事業内容の変更又は各項目の補助額に大幅な増減が生ずるときは変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 商工会は事業完了後2ヶ月以内に、次の関係書類を市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）その他、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、商工会が次の一に該当したとき、補助金の全部又はその一部の返還を命ずることができる。

(災害等の場合の措置)

第 11 条 商工会が災害等により補助事業の遂行が困難となった場合の特例措置については、必要に応じて市長が商工会に指示するものとする。

付 則

この規則は、平成 年 月 日から適用する。

別 表 1

(1) 商工会が行う経営改善普及事業	要する経費のうち、国・県が交付する小規模事業経営支援事業費補助金を超える額に相当する額
(2) 商工会が行う地域総合振興事業	市長が必要と認めた額
(3) その他、管理運営に関する経費等、上記以外の事業に要する経費	市長が必要と認めた額

報告第49号

合併協定項目の変更について

合併協定項目について、別紙のとおり変更したので報告する。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

合併協定項目

基本的協議項目		その他必要な協議項目(つづき)	
1	合併の方式	25-5	納税関係事業
2	合併の期日	25-6	消防防災関係事業
3	新市の名称	25-7	交通関係事業
4	新市の事務所の位置	25-8	窓口業務
5	財産の取扱い	25-9	保健事業
特例法に規定されている協議項目		25-10	病院・診療所
6	地域審議会の取扱い	25-11	障害者福祉事業
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	25-12	高齢者福祉事業
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	25-13	社会・児童福祉事業(その1・その2・その3)
9	地方税の取扱い(その1・その2)	25-14	保育事業
10	一般職の職員の身分の取扱い	25-15	生活保護事業
26	新市建設計画	25-16	その他の福祉事業
その他必要な協議項目		25-17	ごみ処理対策事業
11	特別職の職員の身分の取扱い	25-18	環境・衛生関係事業
12	条例・規則等の取扱い	25-19	農林関係事業
13	事務組織及び機構の取扱い(その1・その2)	25-20	水産関係事業
14	一部事務組合等の取扱い	25-21	商工・観光関係事業
15	使用料、手数料の取扱い	25-22	勤労者・消費者関連事業
16	公共的団体等の取扱い	25-23	建設関係事業
17	補助金、交付金等の取扱い	25-24	上水道事業
18	町・字の区域及び名称の取扱い	25-25	下水道事業
19	慣行の取扱い	25-26	公立学校等の通学区域
20	国民健康保険事業の取扱い	25-27	学校教育事業
21	介護保険事業の取扱い	25-28	文化振興事業
22	消防団の取扱い	25-29	コミュニティ施策
23	行政区の取扱い	25-30	社会教育事業
24	電算システム事業の取扱い	25-31	社会福祉協議会
25	各種事務事業の取扱い	25-32	市民公益活動団体(NPO)支援
25-1	男女共同参画事業	25-33	地域振興施策
25-2	姉妹都市・友好都市交流	25-34	防犯関係事業
25-3	国際交流事業	25-35	その他の事業
25-4	広報・広聴関係事業		

石巻地域合併協議会における合併協定項目の協議状況

(平成16年2月26日現在)

合併協定項目		提案年月日	確認年月日
1	合併の方式	平成15年8月7日	平成15年8月28日
2	合併の期日	平成15年8月7日	平成15年8月28日
3	新市の名称	平成15年8月28日	平成15年12月11日
4	新市の事務所の位置	平成15年8月28日	平成15年11月27日
5	財産の取扱い	平成15年10月9日	平成16年1月22日
6	地域審議会の取扱い		
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	平成15年8月28日	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	平成15年8月28日	平成15年12月11日
9	地方税の取扱い(その1)	平成15年10月9日	平成15年10月24日
	地方税の取扱い(その2)		
10	一般職の職員の身分の取扱い	平成15年9月25日	平成15年10月9日
11	特別職の職員の身分の取扱い	平成15年8月28日	
12	条例・規則等の取扱い	平成15年10月9日	平成15年10月24日
13	事務組織及び機構の取扱い(その1)	平成15年9月25日	平成15年10月9日
	事務組織及び機構の取扱い(その2)	平成16年2月9日	
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料の取扱い		
16	公共的団体等の取扱い	平成15年12月11日	平成16年1月22日
17	補助金、交付金等の取扱い		
18	町・字の区域及び名称の取扱い	平成16年1月22日	平成16年2月26日
19	慣行の取扱い	平成15年12月11日	平成16年1月22日
20	国民健康保険事業の取扱い		
21	介護保険事業の取扱い	平成15年10月24日	平成15年11月13日
22	消防団の取扱い	平成16年2月26日	
23	行政区の取扱い	平成15年10月24日	平成15年11月13日
24	電算システム事業の取扱い	平成15年8月28日	平成15年10月9日
25-1	男女共同参画事業の取扱い	平成15年9月25日	平成15年10月9日
25-2	姉妹都市・友好都市交流の取扱い	平成15年9月25日	平成15年10月9日
25-3	国際交流事業の取扱い	平成15年10月9日	平成15年10月24日
25-4	広報・広聴関係事業の取扱い	平成15年10月9日	平成15年10月24日
25-5	納税関係事業の取扱い	平成16年2月9日	
25-6	消防防災関係事業の取扱い	平成15年11月13日	平成15年11月27日
	消防防災関係事業の取扱い(追加分)	平成16年2月9日	
25-7	交通関係事業の取扱い	平成16年2月9日	

合 併 協 定 項 目		提 案 年 月 日	確 認 年 月 日
25 - 8	窓口業務の取扱い	平成15年12月11日	平成16年1月22日
25 - 9	保健事業の取扱い	平成16年1月22日	平成16年2月9日
25 - 10	病院・診療所の取扱い		
25 - 11	障害者福祉事業の取扱い	平成15年11月13日	平成15年11月27日
25 - 12	高齢者福祉事業の取扱い	平成15年12月11日	平成16年1月22日
25 - 13	社会・児童福祉事業の取扱い(その1)	平成15年11月27日	平成15年12月11日
	社会・児童福祉事業の取扱い(その2)	平成16年2月26日	
	社会・児童福祉事業の取扱い(その3)		
25 - 14	保育事業の取扱い		
25 - 15	生活保護事業の取扱い	平成15年10月24日	平成15年11月13日
25 - 16	その他の福祉事業の取扱い		
25 - 17	ごみ処理対策事業の取扱い	平成15年11月27日	平成15年12月11日
25 - 18	環境・衛生関係事業の取扱い	平成16年1月22日	平成16年2月9日
25 - 19	農林関係事業の取扱い	平成16年2月9日	
25 - 20	水産関係事業の取扱い	平成16年1月22日	平成16年2月9日
25 - 21	商工・観光関係事業の取扱い	平成16年1月22日	平成16年2月9日
25 - 22	勤労者・消費者関連事業の取扱い	平成16年1月22日	平成16年2月9日
25 - 23	建設関係事業の取扱い	平成15年11月27日	平成15年12月11日
25 - 24	上水道事業の取扱い		
25 - 25	下水道事業の取扱い	平成15年11月13日	平成15年11月27日
25 - 26	公立学校等の通学区域の取扱い	平成15年11月27日	平成15年12月11日
25 - 27	学校教育事業の取扱い	平成15年12月11日	平成16年1月22日
25 - 28	文化振興事業の取扱い	平成16年2月9日	
25 - 29	コミュニティ施策の取扱い	平成16年2月26日	
25 - 30	社会教育事業の取扱い	平成16年2月9日	
25 - 31	社会福祉協議会の取扱い	平成15年12月11日	平成16年1月22日
25 - 32	市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い	平成16年2月26日	
25 - 33	地域振興施策の取扱い	平成16年2月26日	
25 - 34	防犯関係事業の取扱い		
25 - 35	その他の事業の取扱い		
26	新市建設計画(中間案)	平成15年10月24日	平成15年11月13日
	新市建設計画(最終案)		

協議第 4 1 号の 1

事務組織及び機構の取扱い（協定項目 1 3）について（その 2）

事務組織及び機構の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	事務組織及び機構の取扱い（協定項目 1 3）
調整方針	<p>新市の事務組織及び機構に係る個別整備方針については，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 新市の組織は，現行の組織を基本とし，管理部門等の集約を図る。新市移行後は，情報通信基盤の活用を図りながら段階的に再編，見直しを行い，将来的には新庁舎建設を踏まえ，支所を活用するなかで本庁方式への移行を図る。2 本庁は，市全体に係る政策，施策，総合的な調整事務，行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。3 総合支所は，合併前の町の区域を所管区域とし，住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する総合的な行政機関とするとともに，所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し，地域振興の拠点とする。4 現在の石巻市及び牡鹿町の支所並びにその他の出先機関については，当分の間，現行のとおりとし，地域の実情や行政事務の効率化等を勘案しながら，段階的な再編，見直しを行う。5 行政委員会等は，関係法令の定めに従い設置し，附属機関については，原則として統合する。

平成 1 6 年 2 月 9 日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第42号の1

納税関係事業の取扱い（協定項目25-5）について

納税関係事業の取扱いについて、協議を求める。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井 喜美夫

項 目	納税関係事業の取扱い（協定項目25-5）
調 整 方 針	<p>納税関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 納税貯蓄組合の組織については、新市においても現行のとおり存続するよう調整に努める。</p> <p>納税貯蓄組合の事務費補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新たな基準を設定し3年以内に統一する。</p> <p>2 納税貯蓄組合連合会の組織については、合併後速やかに統合再編できるよう調整に努める。</p> <p>統合再編後の納税貯蓄組合連合会への補助金については、事業内容等を見据え、新市において調整し引き続き交付する。</p> <p>なお、統合再編前の補助金については、現行のとおり交付する。</p> <p>3 口座振替については、合併時に統一することとし、全ての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取扱う。</p> <p>口座振替手数料については、合併時に統一する方向で調整する。</p> <p>4 軽自動車の標識弁償金については、石巻市の例により合併時に統一する。</p> <p>なお、標識については、石巻市の例により合併後速やかに統一する。</p> <p>5 督促手数料については、石巻市、雄勝町、河南町、桃生町、牡鹿町の例により合併時に統一する。</p>

平成16年 2月 9日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 4 3 号の 1

消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）について

消防防災関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）
調整方針	平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日確認済の消防防災関係事業の取扱いについて，次の事項を追加する。 5 相互応援支援協定については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 1 6 年 2 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 4 4 号の 1

交通関係事業の取扱い(協定項目 25-7)について

交通関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	交通関係事業の取扱い(協定項目 25-7)
調整方針	<p>交通関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>1 バス・離島航路等の交通対策</p> <p>(1) 自治体運営及び住民運営のバスについては，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，新市において地域性を踏まえながら，速やかに総合交通に係る基本計画を策定し，調整する。</p> <p>(2) 福祉バスについては，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(3) 河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については，起点又は終点を河南町に限定し，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(4) 牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については，他町との整合性を踏まえ，合併時まで調整する。</p> <p>(5) バス事業者運行路線（国庫補助路線・県単補助広域路線）については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，合併後も現行の補助制度が維持されるよう国・県に要請していく。</p> <p>(6) バス事業者運行路線（市内・町内完結路線及び補助対象外路線）に対する支援については，新市において調整する。</p> <p>(7) 巡航船牡鹿丸の管理運営については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，事業の運営等については，新市において検討する。</p> <p>(8) 離島航路維持に係る支援については，合併後も継続して実施する。</p>

	<p>2 交通安全対策</p> <p>(1) 交通安全対策会議については、交通安全対策基本法の規定に基づき、新市において設置する。</p> <p>(2) 交通安全計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>(3) 交通安全指導員については、合併時に統合する。</p> <p>(4) 交通安全対策協議会については、新市において速やかに設置する。</p>
--	--

平成16年 2月 9日 (確認・継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 4 5 号の 1

農林関係事業の取扱い（協定項目 25 - 19）について

農林関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	農林関係事業の取扱い（協定項目 25 - 19）
調整方針	<p>農林関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>1 農業・畜産振興</p> <p>(1) 地域農業マスタープランについては，新市において策定し，農畜産業の振興に努める。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画については，当面現行のとおりとし，新市において新たに策定する。</p> <p>(3) 平成 16 年度に各市町で策定する地域水田農業ビジョンについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお，地域水田農業推進協議会については，合併時に統合し，旧市町ごとに支部を置く。</p> <p>(4) 土地利用型作物及び園芸作物の振興策については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後 3 年以内に調整する。</p> <p>(5) 農業制度資金及び災害資金の利子補給(助成)事業については，それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(6) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画については，それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(7) 直営で運営している堆肥センターについては，委託する方向で合併時まで調整する。</p> <p>(8) 高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し，貸付基金は合併時に持ち寄る。</p> <p>また，河北町優良家畜導入資金貸付事業及び北上町家畜導入事業については，合併時に統一のうえ新市において実施するものとし，貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし，合併前の貸付・償還については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 家畜伝染病防疫施策，畜産基盤再編総合整備事業及び畜産共進会については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

調整方針	<p>2 林業振興</p> <p>(1) 森林整備計画及び森林施業計画については、新市において策定し、民有林の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 公有林の保全については、新市においても引き続き実施し、生産機能の向上に努める。</p> <p>3 附属機関等</p> <p>(1) 経営・生産対策推進会議，農業経営改善計画認定会議，地域農業担い手センター及び青年農業者育成会議については、それぞれ合併時に統合する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に廃止する。その他の附属機関等については、合併時まで調整する。</p>
------	--

平成16年 2月 9日 (確認 継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第46号の1

文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）について

文化振興事業の取扱いについて、協議を求める。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）
調整方針	文化振興事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 文化振興関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 総合文化施設等の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 文化財保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年 2月 9日（確認・継続協議）
平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 4 7 号の 1

社会教育事業の取扱い（協定項目 25-30） について

社会教育事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会教育事業の取扱い（協定項目 25-30）
調整方針	<p>社会教育事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 生涯学習事業については，合併後，生涯学習基本構想等を速やかに策定し事業を推進する。2 社会教育関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。3 公民館，図書館・図書室の運営については，現行のとおり新市に引き継ぐ。4 青少年健全育成事業については，石巻市少年センターを拠点として事業を推進する。5 体育振興事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 1 6 年 2 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 4 8 号

消防団の取扱い（協定項目 2 2 ）について

消防団の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防団の取扱い（協定項目 2 2 ）
調整方針	<p>消防団の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 消防団については，現行を基本として新市に引き継ぎ，総括団長を置く。 ただし，合併後 3 年以内に統合する。2 消防団員の報酬・手当等については，合併時までに調整する。3 施設・器械設備は，すべて新市に引き継ぐ。4 消防団員の被服貸与については，現行のとおり引き継ぐものとし，新市において統一に努める。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	22	協定項目の名称	消防団の取扱い
調 整 方 針	消防団の取扱いについては、次のとおりとする。 1 消防団については、現行を基本として新市に引き継ぎ、総括団長を置く。 ただし、合併後3年以内に統合する。 2 消防団員の報酬・手当等については、合併時まで調整する。 3 施設・器械設備は、すべて新市に引き継ぐ。 4 消防団員の被服貸与については、現行のとおり引き継ぐものとし、新市において統一に努める。		

項 目	現							
	石 巻 市		河 北 町		雄 勝 町		河 南 町	
1 組織・任用等								
分団数・班数	4方面隊・10分団・62班		4分団・39班		8分団・27班		5分団・57班	
団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数
団長	-	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
副団長	-	4人	3人	3人	2人	2人	2人	2人
分団長	-	14人	4人	4人	8人	8人	6人	6人
副分団長	-	11人	4人	4人	9人	9人	1人	1人
部長	-	29人	13人	13人	-	-	25人	23人
班長	-	113人	39人	39人	27人	27人	58人	55人
副班長	-	-	-	-	-	-	-	-
団員	-	450人	356人	358人	223人	194人	398人	351人
計	650人	622人	420人	422人	270人	241人	491人	439人
団員等の任用	消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。 石巻市に居住する者で年齢18歳以上の者 志操堅固でかつ身体強健な者		消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得てこれを任命する。 河北町に居住する者で年齢18歳以上の者 志操堅固でかつ身体強健な者		消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得てこれを任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固でかつ身体強健な者		消防団長、副団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命する。分団長、副分団長は分団の推薦に基づき団長が任命する。 その他の団員は、団長が町長の承認を得てこれを任命する。 河南町に居住する者 年齢18歳以上40歳未満の者 特に必要のあるときはこの限りではない。 志操堅固、身体強健	
団長等の任期	団長、副団長及び分団長の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。		団長、副団長及び分団長の任期は4年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。		団長、副団長、分団長、副分団長の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠の幹部の任期は、前任者の残任期間とする。		団長、副団長及び分団長の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況						調整の具体的内容
桃 生 町		北 上 町		牡 鹿 町		
6分団・14班		3分団・15班		9分団・15班		消防団については、現行を基本として新市に引き継ぎ、総括団長を置く。ただし、合併後3年以内に統合する。 職制については、団の統合に併せ調整する。
条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	
1人	1人	1人	1人	1人	1人	
2人	2人	2人	2人	2人	2人	
6人	6人	3人	3人	9人	9人	
-	-	3人	3人	10人	10人	
-	-	6人	6人	1人	1人	
14人	14人	15人	15人	47人	47人	
28人	28人	19人	19人	-	-	
219人	215人	171人	157人	225人	210人	
270人	266人	220人	206人	295人	280人	
消防団長、副団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得てこれを任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固でかつ身体強健な者		消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得てこれを任命する。 北上町に居住する者 年齢18歳以上の者 志操堅固でかつ身体強健な者		消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命する。分団長、副分団長は分団の推薦に基づき団長が任命する。 その他の団員は、団長が町長の承認を得てこれを任命する。 牡鹿町に居住又は就労する者 年齢18歳以上60歳未満の者 特に必要のあるときはこの限りではない。 志操堅固、身体強健		雄勝町の例による。
団長、副団長、分団長及び班長の任期は4年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。		団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は4年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。		団長、副団長の任期は4年とする。ただし、再任をさまたげない。 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。		副分団長以上の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。 なお、補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	22	協定項目の名称	消防団の取扱い
---------	----	---------	---------

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
2 報酬等					
団長	106,000円	208,500円	204,000円	208,000円	
副団長	77,000円	120,800円	117,000円	120,000円	
分団長	51,500円	91,900円	90,000円	91,000円	
副分団長	39,800円	67,100円	65,800円	87,000円	
部長	32,100円	60,900円	-	73,000円	
班長	26,500円	59,900円	58,700円	59,000円	
副班長	-	-	-	-	
団員	22,400円	44,400円	44,500円	45,000円	
消防団運営補助金	2,451,000円	72,000円 (分団運営費)	-	-	
機械・器具等管理手当	-	積載車 可搬 10,000円 5,000円	小型動力ポンプ 1台7,000円 × 4台 積載車 10,000円 × 20班 ポンプ車 15,000円 × 2班 第一出動班謝金 150,000円 × 2班	-	
出動報酬	水・火災その他の災害	3,000円/人・回	-	-	1,300円/人・回
	機械器具等の設備点検	1,700円/人・回	-	-	積載車 可搬 2,250円 1,350円
	その他	3,000円/人・回	-	-	-
3 被服貸与					
制帽	甲種制服	部長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	本部幹部 1式/人
	盛夏服	部長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	本部幹部 1式/人
略帽	乙種制服	1式/人	班長以上 1式/人	班長以上 1式/人	1式/人
	作業服	1式/人	1式/人	1式/人	1式/人
制服	甲種制服	部長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	本部幹部 1式/人
	乙種制服	1式/人	班長以上 1式/人	班長以上 1式/人	1式/人
夏服	部長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	分団長以上 1式/人	本部幹部 1式/人	
活動服	1式/人	1式/人	1式/人	1式/人	
その他	長靴, 編上靴, ヘルメット, 防火長靴	長靴, 編上靴, ヘルメット	長靴, 編上靴, ヘルメット	長靴, 編上靴, ヘルメット, 防寒着, アポロ帽	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会
-------	------	------	---------

況						調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町				
						合併時まで調整する。
204,000円	204,000円	204,000円				
117,000円	118,000円	119,600円				
90,000円	90,500円	91,500円				
-	66,200円	73,400円				
-	60,200円	72,400円				
62,000円	59,200円	58,400円				
49,000円	-	-				
44,000円	-	44,800円				
-	-	-				
ポンプ車 小型ポンプ	16,500円 13,500円	小型ポンプ 6,000円	-			
-	4,900円/人・回 (団員のみ)	-	-			
-	-	-	-			
-	-	-	-			
						現行のとおり引き継ぐものとし、新市において統一に努める。
分団長以上	1式/人	団長・副団長	1式/人	団長・副団長	1式/人	
分団長以上	1式/人	分団長以上	1式/人	団長・副団長	1式/人	
	1式/人		1式/人		1式/人	
	1式/人		1式/人		1式/人	
分団長以上	1式/人	団長・副団長	1式/人	団長・副団長	1式/人	
	1式/人		1式/人		1式/人	
分団長以上	1式/人	分団長以上	1式/人	団長・副団長	1式/人	
	1式/人		1式/人		1式/人	
長靴, 編上靴, ヘルメット	長靴, 編上靴, ヘルメット	半長靴, 防寒着				

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	22	協定項目の名称	消防団の取扱い
---------	----	---------	---------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
4 施設・器械設備の状況				
消防自動車				
ポンプ車	15台	-	1台	3台
積載車	47台	13台	20台	11台
可搬ポンプ	2台	25台	2台	24台
頓所	30箇所	38箇所 (地区所有)	10箇所	6箇所 (地区所有)
機械器具置場	59箇所	-	24箇所	38箇所
5 防火水槽・消火栓の状況				
防火水槽 40m ³ 以上	220箇所	127箇所	48箇所	150箇所
防火水槽 40m ³ 未満	108箇所	39箇所	15箇所	33箇所
消火栓	1,700箇所	126箇所	115箇所 (員数外5箇所)	223箇所
6 諸行事	<ul style="list-style-type: none"> ① 林野火災訓練参観 ② 春季規律訓練 ③ 宮城県消防大会 ④ 石巻市総合防災訓練 ⑤ 石巻地区支部水防訓練参観 ⑥ 普通救命講習会 ⑦ 石巻川開き祭り警備 ⑧ 宮城県防災訓練参観 ⑨ 原子力防災訓練 ⑩ 秋季消防演習 ⑪ 出初式 ⑫ 普通救命講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防演習 9月第2日曜日 ② 出初式 1月第1日曜日(3ヶ日を除く) ③ 防災運動 2月第3日曜日 ④ 火災予防ゲートボール大会 11月9日 ⑤ 火災予防パレード 3月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ① 出初式(各分団単位) ② 文化財火災防御訓練(2年に1回) ③ 春・秋季防火パレード ④ 秋季消防演習 	<ul style="list-style-type: none"> ① 林野火災訓練参観 ② 宮城県消防大会 ③ 河南町総合防災訓練 ④ 水防訓練 ⑤ 教養訓練 ⑥ 秋季消防演習 ⑦ 防火パレード ⑧ 出初式 ⑨ 文化財防御訓練

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
			現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市における施設整備等については、現行の各市町の基準を統一し調整する。
1台	-	5台	
13台	15台 (うち軽自動車2台)	14台 (うち軽自動車4台)	
-	1台	19台	
12箇所	6箇所 (地区所有)	12箇所	
14箇所	15箇所 (地区所有)	12箇所	
91箇所	47箇所	82箇所	
1箇所	9箇所	12箇所	
86箇所	74箇所 (うち基準適合51箇所)	145箇所 (うち基準適合31箇所)	
出初式 1月3日 文化財防火訓練 1月中旬から下旬の 日曜日 春季全国火災予防週 間(防火パレード、各 班巡回、一般家庭防 火診断) 総合防災訓練 6月第1日曜日 普通救命講習 6月下旬 消防伝達講習 8月下旬 秋季消防演習 9月第1日曜日 秋季全国火災予防 (防火パレード、各 班巡回、一般家庭防 火診断、幼年消防 クラブ防火パレード)	出初式 1月4日 文化財防火訓練 1月26日 春の火災予防週間 防火パレード 総合防災訓練 6月第1日曜日 消防伝達講習会 8月最終日曜日 秋季消防演習 9月第3日曜日 秋の火災予防週間 防火パレード	出初式 1月4日 規律訓練 7月第1日曜日 伝達講習 8月中 (各分団ごと秋季演 習までに2回実施) 部隊編成訓練 (消防演習の約1週 間前:秋季演習に 向けた訓練) 秋季消防演習 9月第1日曜日 秋季火災予防運動 防火パレード (町内を2地区に分 けて実施) 普通救命講習会 随時(2分団程度 が持ちまわりで年 1回実施) 幹部会議及び本部 会議 年3回程度実施 6.12防災訓練及び 原子力防災訓練へ の参加	新市において調整する。

消防団の取扱いについて

1 提案理由

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を有していることから、大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を担っています。

現在、消防団を取り巻く社会環境の変化は著しく、「消防団活動の充実強化について」(平成15年3月18日付消防消第52号消防課長通知)において、100万人の団員確保を目標としたにもかかわらず、依然として団員の減少が続いています。

新市の消防団については、組織の急激な変更は地域住民の不安を招くため、合併時は現行を基本として引き継ぐものとし、合併後、消防団の一体性を確保するため3年以内に統合することを調整方針としています。

2 関係法令(抜粋)

【消防組織法】(昭和22年法律第226号)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

(第3項 省略)

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(第15条の4 省略)

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

3 先進事例

【西東京市】

消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

【さぬき市】

- (1) 消防団は、合併時に統合する。
- (2) 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

【栗原地域合併協議会】

関係町村の団員については、新市に引継ぐものとする。
消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する。

【登米地域合併協議会】

- (1) 消防団組織
組織の急激な変更は地域住民の不安となるため、合併時は現行のまま新市に引き継ぐものとし、連合消防団長を置く。ただし、合併後2年以内に統合するものとする。
- (2) 機材
機材はすべて新市に引き継ぐものとする。
- (3) 報酬・手当
報酬及び手当は、現行の額を基準に調整し、統一する。
- (4) 事業
現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5) 制服等の貸与品
現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

【気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会】

- 1. 消防団については、現行を基本として新市に3つの消防団を置き、3年以内に統合する。また、消防団の統合調整を図るため、(仮称)連絡協議会を置く。
- 2. 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。
- 3. 消防団員の報酬・手当等については、合併時まで調整する。
- 4. 消防団員の被服貸与については、新市において被服貸与基準を定め貸与する。
- 5. 消防団員の表彰については、新市において表彰基準を定め実施する。

協議第 4 9 号

社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)について (その 2)

社会・児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)
調整方針	<p>社会・児童福祉事業の取扱いのうち、児童福祉事業については次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 放課後児童対策事業（児童クラブ事業）については現行のとおり引き継ぐが、新市において利用形態、事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。2 子育て支援計画については、平成 1 6 年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り、合併時に統一する。3 子育て支援センター事業等については現行のとおり引き継ぐが、新市の「次世代育成支援計画」のなかで事業未実施地域の取扱いなどを検討し、子育て環境の充実を図る。4 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い
調整方針	<p>社会・児童福祉事業の取扱いのうち、児童福祉事業については次のとおりとする。</p> <p>1 放課後児童対策事業(児童クラブ事業)については現行のとおり引き継ぐが、新市において利用形態、事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。</p> <p>2 子育て支援計画に関することについては、平成16年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り、合併時に統一する。</p> <p>3 子育て支援センター事業等については現行のとおり引き継ぐが、新市の「次世代育成支援計画」のなかで事業未実施地域の取扱いなどを検討し、子育て環境の充実を図る。</p> <p>4 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関することについては、法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する。</p>		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(1) 放課後児童対策事業(児童クラブ事業)に関すること	<p>【目的】 小学校1年生から3年生までの児童であって保護者が労働等の理由により昼間保育することができないものに対し、小学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <p>(1) 事業の形態 小学校区ごとに、主として小学校の余裕教室を活用し、放課後児童クラブを開設</p> <p>(2) 開設小学校区(12地区/19小学校区中) 向陽、渡波、石巻、中里、鹿妻、大街道、釜、蛇田、開北、山下、住吉、貞山</p> <p>(3) 設置及び管理 運営主体 石巻市(公設公営)</p> <p>(4) 休業日及び開設時間 ア 休業日 開設地区 小学校の休業日 イ 開設時間 午後1時～午後5時</p> <p>(5) 定員 35名又は45名</p> <p>(6) 保育料等 (児童1人当たり) ア 保育料 無料 (ただし、16年4月から一人あたり月額2,000円) イ 実費負担 おやつ代・教材費 年額24,000円 (毎月2,000円の分割) 傷害保険料 年額840円</p>	【該当なし】	【該当なし】	<p>【目的】 石巻市に同じ</p> <p>【事業概要】</p> <p>(1) 事業の形態 小学校区ごとに、小学校の余裕教室3ヶ所、公共施設2ヶ所、保育所保育室1ヶ所で放課後児童クラブを開設</p> <p>(2) 開設小学校区(6地区/6小学校区) 前谷地、和淵、鹿又、須江、広淵、北村</p> <p>(3) 設置及び管理 運営主体 河南町(公設公営)</p> <p>(4) 休業日及び開設時間 ア 休業日 開設地区 小学校の休業日(ただし、平成15年4月1日より鹿又、須江地区において長期休業中も開設) イ 開設時間 午後1時～午後5時 (長期休業中 午前8時30分～午後5時)</p> <p>(5) 定員 おおむね30人以内</p> <p>(6) 費用徴収 (個人負担金) 児童1人当たり 月額4,000円 障害保険料 年額840円</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【目的】 同左</p> <p>【事業概要】</p> <p>(1) 事業の形態 全小学校を対象に高齢者多機能福祉施設において、高齢者との交流をしながら学童保育を実施する。</p> <p>(2) 設置 町</p> <p>(3) 管理運営主体 社会福祉法人</p> <p>(4) 休業日及び開設時間 ア 休業日 土曜・日曜・国民の祝日・年末年始・お盆 イ 開設時間 午後1時～午後6時 (長期休業中 午前8時～午後6時)</p> <p>(5) 定員 15名</p> <p>(6) 保育料 無料 ただし、個人的経費(おやつ、教材費、傷害保険料)自己負担 月 3,000円</p>	<p>【該当なし】</p>	<p>【該当なし】</p>	<p>現行のとおり引き継ぐが、新市において利用形態、事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(2) 子育て支援計画に関する こと	<p>【基本計画書】 平成13年2月, 家庭, 地域, 事業所, 行政, 関係機関等が協力, 連携して, 未来を担う子どもたちが健やかに育っていける環境を整備することを目的に「いきいき子育てプラン21」を策定。</p> <p>【計画の位置付け】 市総合計画の部門別計画として, 新エンゼルプラン, みやぎ子ども幸福計画等関連計画との整合性を図りながら, 子どもの健全育成と子育て支援を必要とする年少児童の育成期間(0~9歳)に重点をおき, 子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるもの。</p> <p>【計画年次】 平成13年度~22年度の10か年計画 (ニーズの変化や国, 県の施策との整合性を踏まえ, 必要に応じ見直しを行う。)</p>	<p>【基本計画書】 平成9年度から13年度河北町児童育成計画河北ゆうゆう・すくすくプラン(河北町エンゼルプラン策定済み)</p> <p>【計画の位置付け】 河北町総合計画として母子保健計画とともに, 既存事業を見直し今後必要な支援策及び施設計画などについて検討し, 子供を持ちたい人が安心して出産や育児ができ, 生まれた子供がすくすくと成長できる環境づくりを進めるもの。 ニーズの変化や国, 県の施策との整合性を踏まえ, 必要に応じ見直しを行う。</p>	【該当なし】	<p>【基本計画書】 平成14年3月, 家庭における子育てを基本として, 行政, 地域, 企業及び学校等社会全体で取り組む方向性を示し, 未来を担う子どもたちが健やかに育っていける環境を整備することを目的に「かなん子育て夢プラン」を策定。</p> <p>【計画の位置付け】 河南町発展総合計画の部門別計画として, 「新エンゼルプラン」, 「みやぎ子ども幸福計画等関連計画」との整合性を図りながら, 子どもの健全育成と子育て支援を必要とする年少児童の育成期間(0~9歳)に重点をおき, 子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるもの。</p> <p>【計画年次】 平成14年度~20年度の7か年計画 (ニーズの変化や国, 県の施策との整合性を踏まえ, 必要に応じ見直しを行う。)</p>	
(3) 子育て支援センター事業等に関する こと	<p>【事業の目的】 地域の子育てに悩む母親の情報交換の場, サークル活動の援助, 育児相談, 講演会, セミナーなどを行い, 育児への援助を行う。</p> <p>【概要】 石巻市子育て支援センターと私立なかよし保育園子育て支援センターで実施</p> <p>【15年度事業】 ・子育て電話, 来所, 訪問相談指導 ・かるがも親子教室 5回シリーズを2回 ・遊びの広場 (毎週火, 金) ・低年齢児教室 (第2, 4金) ・絵本・遊具の貸し出し ・育児相談 随時</p>	<p>【事業の目的】 子育てをしている家庭の不安等についての相談や育児サークル等の組織化・育成を行うことで, 子育て相談体制の整備を図り河北町における育児支援を行うこと。</p> <p>【概要】 河北町子育て支援センターにて実施。</p> <p>【15年度事業】 1. 育児相談 ・電話相談, 来所相談, 訪問相談 2. センター所庭開放 (毎週月, 水, 木) ・あそびのひろば 3. 出前子育て支援事業 ・子育てひろば (地域での保育・相談事業) 4. 育児サークル支援</p>	【該当なし】	<p>【事業の目的】 地域の子育てに悩む母親の情報交換の場, サークル活動の援助, 育児相談, 講演会などを行い, 育児への援助を行う。</p> <p>【概要】 河南町地域子育て支援センター(北村保育所併設)で実施。</p> <p>【15年度事業】 ・子育て相談 (電話) 毎週水曜日を 除く午後実施 (来所) 月2回第1, 3 水曜日 ・わいわいサロン 毎週火曜日0, 1歳の 親子 毎週木曜日2歳以上の 親子 (午前9時30分~ 午前11時30分)</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【基本計画書】 平成12年3月，家庭，地域，事業所，行政，関係機関等が協力，連携して，未来を担う子どもたちが健やかに育っていける環境を整備することを目的に「桃生町エンゼルプラン」を策定。</p> <p>【計画の位置付け】 町総合計画の部門別計画として，新エンゼルプラン，みやぎ子ども幸福計画等関連計画との整合性を図りながら，子どもの健全育成と子育て支援を必要とする年少児童の育成に重点をおき，子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるもの。</p> <p>【計画年次】 平成13年度～22年度の10か年計画 (ニーズの変化や国，県の施策との整合性を踏まえ，必要に応じ見直しを行う。)</p>	<p>【該当なし】</p>	<p>【該当なし】</p>	<p>平成16年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り，合併時に統一する。</p>
<p>遊びの広場事業 保健センターを毎週水曜日解放 必要に応じ保健師・看護師による相談も行う 親と子の「遊びの広場」出前します事業 各地区3回コース 年12回開催</p>	<p>【該当なし】</p>	<p>【該当なし】</p>	<p>現行のとおり引き継ぐが，新市の「次世代育成支援計画」のなかで事業未実施地域の取扱いなどを検討し，子育て環境の充実に図る。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
	<p>[14年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て電話, 来所, 訪問相談指導 83件 ・サークル訪問指導 10件 ・サークル会議室利用 17件 ・会議室利用 170名 ・遊びの広場 親子2,189組 ・かるがも親子教室 335組 ・移動遊びの広場 親子 44組 <p>[利用時間] 午前8時30分 ~ 午後5時</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5. 育児講演会 年2回 6. 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・センターだより ・広報かほく 7. 乳幼児健診への支援等 <p>[14年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談件数 124件 ・遊びのひろば利用 1,561組 ・出前子育て支援事業 子育てひろば 381組 ・地域における異年齢児交流事業 58組 ・育児サークル支援 29件 393人 ・育児講演会 年2回 96人 ・保健課との連携 親子料理教室 31人 乳幼児健診 年12回 <p>[利用時間] 午前8時30分 ~ 午後5時</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・サークル応援団 毎週金曜日 (遊具の貸し出し) ・子育て講座開催 (年2回) <p>[14年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て電話相談 15件 来所相談 27件 ・サークル支援 32件 ・わいわいサロン 1,212組 ・子育て講座 11月,2月に 各1回開催 	
(4) 児童手当に関する事	<p>[目的]</p> <p>児童を養育している者に児童手当を支給することにより, 家庭における生活の安定に寄与するとともに, 次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>[支給要件]</p> <p>小学校就学前(6歳到達後の最初の3月31日まで)児童を養育している者とし「監護」もしくは「生計同一」または「生計維持」のいずれかが満たされていることが条件となる。ただし, 前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には支給されない。</p>	<p>[目的]</p> <p>同左</p> <p>[支給要件]</p> <p>同左</p>	<p>[目的]</p> <p>同左</p> <p>[支給要件]</p> <p>同左</p>	<p>[目的]</p> <p>同左</p> <p>[支給要件]</p> <p>同左</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
	<p>【支給額】</p> <p>第1子 5,000円(月額)</p> <p>第2子 5,000円(月額)</p> <p>第3子以降 10,000円(月額)</p>	<p>【支給額】</p> <p>同左</p>	<p>【支給額】</p> <p>同左</p>	<p>【支給額】</p> <p>同左</p>	
(5) 児童扶養手当に関する事	<p>【目的】</p> <p>父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【支給要件】</p> <p>父親のいない家庭の児童、又は、実質的に父親が不在の状態にある家庭の児童について、その児童を監護する母、又は、母に代わって養育している方に対し支給される手当。 (受給資格のある期間は、申請月の翌月から該当する児童が18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。なお受給者並びに同居の家族の所得により支給制限あり。また、遺族年金等の公的年金受給者は対象外。)</p> <p>【支給額】</p> <p>・児童1人の場合 全部支給 月額 42,370円 一部支給 月額 42,360円- (受給者の所得額-所得制限限度額) × 0.0187052</p> <p>・児童2人目 5,000円加算</p> <p>・児童3人目以降 3,000円加算</p>	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【支給要件】</p> <p>同左</p> <p>【支給額】</p> <p>同左</p>	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【支給要件】</p> <p>同左</p> <p>【支給額】</p> <p>同左</p>	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【支給要件】</p> <p>同左</p> <p>【支給額】</p> <p>同左</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
【支給額】 同左	【支給額】 同左	【支給額】 同左	法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する。
【目的】 同左	【目的】 同左	【目的】 同左	
【支給要件】 同左	【支給要件】 同左	【支給要件】 同左	
【支給額】 同左	【支給額】 同左	【支給額】 同左	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い		
項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(6) 特別児童扶養手当に関する事	<p>【目的】 精神・知的又は身体に中、重度の障害を有する20歳未満の児童を監護している人に対して手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としている。</p> <p>【支給要件】 心身に障害のある20歳未満の児童の父又は父母に代わってその児童を養育する方に手当を支給する制度。なお、受給者並びに同居の家族の所得により支給制限あり。</p> <p>【支給額】 1級 月額51,550円 (児童1人) 2級 月額34,330円 (児童1人)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【支給要件】 同左</p> <p>【支給額】 同左</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【支給要件】 同左</p> <p>【支給額】 同左</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【支給要件】 同左</p> <p>【支給額】 同左</p>	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会		分科会名	社会・児童福祉分科会
況			調整の具体的内容	
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
【目的】 同左	【目的】 同左	【目的】 同左	法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する。	
【支給要件】 同左	【支給要件】 同左	【支給要件】 同左		
【支給額】 同左	【支給額】 同左	【支給額】 同左		

社会・児童福祉事業の取扱いについて

1 提案の理由

社会・児童福祉事業のうち児童福祉事業については、1市6町において法令に基づく事務事業だけではなく、多くの市町単独事業も実施しサービスを提供しています。

合併に際しては、住民サービスが低下しないよう調整することはもとより、新市の財政事情等も考慮する必要があり、特に各市町の単独事業についてはこれまでの経緯や地域事情も含めて検討することが適当だと考えられます。

また、少子・高齢化の進展は1市6町にとっても例外ではなく、新市においても次世代を担う子どもたちの健全な育成と福祉の増進を図るため、平成16年度において「次世代育成支援計画」を策定する予定です。

以上の点を踏まえ、法令に基づく事務事業や各市町で相違のある事務事業であっても調整可能なものなどについては新市においても実施し、また、少子化対策の一環として子育て支援センター事業などは新市へ引き継ぎ、子育て環境の充実に図ることを調整方針としています。

2 社会・児童福祉事業に関する法令(抜粋)

児童手当法(昭和46年法律第73号)

(認定)

第7条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第8条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

- 4 児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)

(支給要件)

第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

(認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)

(支給要件)

第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

- 2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。
 - (1) 日本国内に住所を有しないとき。
 - (2) 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 4 第1項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあっては当該父母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。
- 5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(認定)

第5条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

3 他市先進事例

愛媛県西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(H16.11.1 合併予定 人口114,548人)

児童福祉

- (1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。

母子福祉

- (1) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- (2) 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市以降後速やかに西条市の例により調整する。

栃木県佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(H17.2.28 合併予定 人口128,282人)

児童福祉事業

- ・ 放課後児童健全育成事業については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から佐野市の制度に統一する。
- ・ 子育て支援短期利用事業については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。

宮城県登米地域合併協議会(H17.3.22 合併予定 人口92,874人)

児童館事業

児童館事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、児童館の管理運営等については合併時に統一する。

放課後児童対策

放課後児童健全育成事業等については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、対象者については施設の状況、地域の特性等を踏まえて事業実施する。

子育て支援事業

子育て支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、子育て支援センターについては、新市において地域の実情により検討するものとする。

協議第50号

コミュニティ施策の取扱い（協定項目25-29）について

コミュニティ施策の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月26日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項目	コミュニティ施策の取扱い（協定項目25 - 29）
調整方針	コミュニティ施策の取扱いについては、次のとおりとする。 1 住民の自発的な活動を推進するため、新市においても引き続き支援を行うこととし、コミュニティ活動拠点の整備手法、公設施設の管理運営方法については、合併後、5年を目途に統一化が図られるよう調整する。 2 集会所建設支援については、石巻市の例により、合併時に統一する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-29	協定項目の名称	コミュニティ施策の取扱い
調整方針	<p>コミュニティ施策の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 住民の自発的な活動を推進するため、新市においても引き続き支援を行うこととし、コミュニティ活動拠点の整備手法、公設施設の管理運営方法については、合併後、5年を目途に統一化が図られるよう調整する。</p>		

項 目		現		
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(1)地区コミュニティセンター・多目的集会所等公設施設(福祉・産業等の施設を除く)に関すること	設置地区	向陽地区 小竹地区	該当なし	名振
	管理委託	向陽学区コミュニティ推進協議会 小竹地区町内会		地域の公共的団体
	委託	無料		無料
	維持	消防保守点検は公費 公費支出はなし 小竹地区は旧学校跡地利用		公費支出はなし 大浜に今年度建設予定
多目的集会所等	該当なし	該当なし	該当なし	
離島センター	<p>【名称】 田代島開発総合センター</p> <p>【目的】 離島における産業の振興、保健・福祉の増進及び社会教育の推進を図るため設置</p> <p>【施設概要】 集会室、研修室、和室、調理室等</p> <p>【管理の委託】 総合センターの管理は石巻地区漁業協同組合に委託</p> <p>施設の一部を目的外使用で石巻地区漁業協同組合に貸与している。</p>	該当なし	該当なし	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
2 集会所建設支援については、石巻市の例により、合併時に統一する。			

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
和瀨地区 本町	該当なし	該当なし	小沢地区 寺山地区 泊地区	コミュニティ活動拠点の整備手法、公設施設の管理運営方法については、合併後、5年を目途に統一化が図られるよう調整する。
和瀨地区コミュニティセンター管理運営委員会 本町コミュニティセンター管理運営委員会			各地域住民が自主的に組織するコミュニティ推進協議会等に委託	
年間130,000円(消防保守点検分) 無料			無料	
公費支出はなし			管理人謝金、消防設備点検及び光熱水費等施設維持管理費は公費で支出 利用料を徴収(減免あり)	
多目的集会所 河南町多目的集会所(前谷地字八幡山109番地の5) 【使用料】 集会室:昼間 210円/時間、夜間 310円/時間 【町費による維持管理】 機械警備委託料、電気料、水道料、下水道料、草刈人夫賃、修繕料 河南町多目的研修センター 河南町青木多目的研修センター(北村字新大日6番地の1) 河南町曾波神多目的研修センター(鹿又字曾波神前151番地) 【管理委託】 管理運営委員会に委託。	該当なし	該当なし	該当なし	
該当なし	該当なし	該当なし	【名称】 網地島センター 【目的】 離島における産業及び社会教育の振興、保健福祉の増進等多目的総合施設として設置 【施設概要】 集会室、研修室、和室、調理室等 【利用団体】 学校、各種サークル、PTA、子ども会、婦人会、老人クラブ等各種団体 【管理】 町の管理	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-29	協定項目の名称	コミュニティ施策の取扱い
---------	-------	---------	--------------

項目	現		
	石巻市	河北町	雄勝町
(2)集会所建設支援に関すること	<p>補助対象事業</p> <p>新築事業 改築,増築及び改修事業(建築後15年以上経過し,直接工事費が100万円以上) 既存建物の取得事業 既存建物の改装事業 排水設備の公共下水道への接続事業(公共下水道の供用開始から3年以内で直接工事費が50万円~200万円以下の事業)</p>	<p>新築事業 改築,増築及び改修事業 既存建物の改装事業 排水設備の公共下水道への接続事業</p>	<p>建物の基礎,床,天井,屋根等の改修事業 地区住民の利便性の向上のため特に町長が必要と認めた集会施設の改修事業</p>
補助金	<p>建築費用に対する補助・・・2/3以内で900万円限度(市有地を借用の場合 1/2以内で650万円限度) 建物購入費用に対する補助・・・建物売買金額の2/3以内で限度面積165㎡ 土地購入に対する補助・・・土地売買金額の1/2以内で500万円限度 改装費用に対する補助・・・改装費用の2/3以内で100万円限度 下水道接続費用に対する補助・・・接続費用の1/2以内で100万円限度 建築単価は1㎡128,000円以内とする。</p>	<p>新築事業 事業費の1/3以内で500万円限度 改築,増築及び改修事業 事業費の1/3以内で50万円限度(災害等の場合は,100万円限度) 既存建物の改装事業 排水設備の公共下水道への接続事業 工事費の3/4以内の額で一件90万円を限度</p>	<p>補助金対象経費の30/100以内ただし,100万円を限度</p>
実績	<p>平成10年度 7,168千円(1件) 平成11年度13,241千円(5件) 平成12年度 6,352千円(2件) 平成13年度 3,416千円(4件) 平成14年度 2,482千円(3件)</p>	<p>平成10年度 703千円(2件) 平成13年度 500千円(1件) 平成14年度 500千円(1件)</p>	<p>平成14年度 580千円(1件)</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
新築事業 建替事業 改修,又は修繕事業 公共下水道事業又は農業 集落排水事業に係る新設, 建替え又は改修事業	排水設備の 公共下水道へ の接続事業 (H16年度から実 施)	排水設備の 公共下水道へ の接続事業	該当なし	石巻市の例により,合併時に統一する。
100/100以内 及び付属施設(新設及び 建替と同時を除く) 20/100 以内 【集会所建設補助】 補助金額 = 補助基本額 + 世帯割額 補助基本額 1,600万円 世帯割額 ~ 50世帯160万 円 51~100世帯320万円 101~150世帯480万円 151 ~200世帯640万円 201世 帯以上 800万円 【地域コミュニティセンター建 設補助】 補助金額 = 補助基本額 + 世帯割額 補助基本額 2,400万円 世帯割額 ~ 150世帯480万 円 151~200世帯640万円 201世帯以上 ~ 800万円	未定(H16.2.16現 在) (H16年度から実施)	補助金の額 工事費の2/3		
平成14年度 39,361千円 (8件) 平成15年度 71,009千円 (14件)		平成14年度 1,773千円 (1件)		

コミュニティ施策の取扱いについて

1. 提案の理由

コミュニティ施策については、各地区住民の自主的な活動を推進するため、地区コミュニティセンターや地区集会所等活動拠点への整備支援といった側面からの支援を行っております。

1市6町の活動拠点施設への支援手法は、公設（国等の補助制度などを活用しての市町による建設）による支援や地域団体への建設支援など混在している状況にあり、公設施設の管理運営についても建設時の経緯により各施設毎に相違がある状況となっています。

これらを踏まえ、今後も住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行っていきますが、相違のある集会所建設の整備手法については、制度を一本化し、施設の管理運営についてはこれまでの経緯を踏まえながら調整していく旨の調整方針としています。

2. 他市先進事例

登米地域合併協議会

コミュニティ施策について

(1) 地縁団体

地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 自治組織育成・活動に対する助成

コミュニティ活動の充実強化を図るため、合併後速やかに新たな統一した支援制度を設けるものとする。

(3) 地域活動・地域づくりに対する助成

活動に対する支援を重点施策として推進できるよう、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。

(4) 集会施設

集会施設の運営に対する助成（負担）については、廃止するものとし、合併後3年以内に調整する。

集会施設建設に係る財政支援については、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。ただし、平成17年度は中田町の例による。

富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会

地域・地区集会施設については、合併後も当面現行のとおりとする。

ただし、管理、所有形態については、従来からの経緯・実情等に配慮しながら、公平性の観点から新市において随時見直しを行う。

出雲地区合併協議会

1 地域コミュニティ支援

地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。

(1) コミュニティ活動助成

自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 18 年度から事業及び活動助成制度を創設する。

(2) 集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成

出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。

川薩地区法定合併協議会

コミュニティ施策の取扱い

- 1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
- 2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

協議第 5 1 号

市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い (協定項目 25-32) について
市民公益活動団体(NPO)支援の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い(協定項目 25-32)
調整方針	<p>市民公益活動団体(NPO)支援の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」については、石巻市の例により新市においても制定する。2 市民公益活動団体登録制度、市民公益活動推進委員会及び市民公益活動支援施設については、石巻市の例により新市においても設置する。3 「NPO支援に関する基本方針」については、石巻市の例により新市においても策定する。なお、河南町のまちづくり活動助成金交付制度については、合併時に廃止し、基本方針に基づく支援に転換する。4 市民公益活動の支援・促進に向けた庁内体制については、石巻市の例により新市においても設置する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25 - 32	協定項目の名称	市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い
調整方針	<p>市民公益活動団体(NPO)支援の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 「市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」については、石巻市の例により、新市においても制定する。</p> <p>2 市民公益活動団体登録制度、市民公益活動推進委員会及び市民公益活動支援施設については、石巻市の例により、新市においても設置する。</p>		

項目	現		
	石巻市	河北町	雄勝町
(1)市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例に関すること	<p>【施行年月日】 平成14年4月1日(市民公益活動支援施設の規定は平成14年7月1日)</p> <p>【目的】 市とNPO(市民公益活動団体)が協働するに当たっての原則を定め、市及び市民公益活動団体の責務並びに事業者の協力及び市民の役割を明らかにするとともに、市民公益活動団体支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【主な内容】 (1) 定義について 「NPO」の日本語訳として、「市民公益活動団体」を採用 (2) 基本理念について 市、市民、事業者及び市民公益活動団体は、市民公益活動が豊かな地域社会の形成に向けて果たす役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働し、その発展に努めなければならない。 (3) 協働の基本原則について 対等の原則 自主性尊重の原則 自立の原則 相互理解の原則 目的意識共有の原則 公開の原則 非営利・公益性の原則 (4) 市民公益活動団体等の責務等について 市民公益活動団体・市・事業者・市民は、基本理念に基づき、各々の責務や役割等を認識して市民公益活動の推進等に努める。 (5) 支援の基本方針について 市長は、市民公益活動の支援に関する施策を総合的に推進するため、支援の基本方針を定めなければならない。 (6) 登録制度について (7) 市民公益活動推進委員会について (8) 市民公益活動支援施設について</p>	該当なし	該当なし
(2)市民公益活動団体(NPO)登録制度に関すること	<p>【登録制度の概要】 市民公益活動団体情報のネットワーク化を実施し、団体情報の公開及び提供を行い、市民公益活動団体の活動促進のための環境形成を図るため市民公益活動団体の登録に関する制度を設けている。 ・平成15年12月1日現在49団体登録 ・登録方法 登録を行おうとする市民公益活動団体は、市長に規約等を添えて申請 ・登録情報の公開 登録された情報については、石巻市NPO支援オフィスホームページ等により公開している。</p>	該当なし	該当なし
(3)市民公益活動推進委員会に関すること	<p>【名称】 石巻市市民公益活動推進委員会 【目的】 市民公益活動の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、調査、審議するために設置された附属機関 【委員構成・任期】 学識経験のある者2名 市民公益活動を行う者6名 委員の委嘱(任期2年)、市長の諮問に応じ、委員会を開催</p>	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
<p>3 「NPO支援のための基本方針」については、石巻市の例により新市においても策定する。なお、河南町のまちづくり活動助成金交付制度については、合併時に廃止し、基本方針に基づく支援に転換する。</p> <p>4 NPO活動の支援・促進に向けた庁内体制については、石巻市の例により新市においても設置する。</p>			

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、新市においても制定する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、新市においても設置する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、新市においても設置する。

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-32	協定項目の名称	市民公益活動団体(NPO)支援の取扱い
---------	-------	---------	---------------------

項 目	現		
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(4)市民公益活動支援施設に関する事	<p>【目的】 市民公益活動団体の活動支援の拠点並びに市民公益活動団体,市民,事業者及び市の連携・交流の場所を提供するため,市民公益活動支援施設を設置</p> <p>【名称及び位置】 石巻市NPO支援オフィス 石巻市泉町三丁目1番63号</p> <p>【利用者の範囲】 支援施設を利用できるものは,市民公益活動を行い,又は行おうとするもの及び市長が適当と認めるもの</p> <p>【管理運営】 NPO支援の継続性やノウハウの蓄積を考慮し,支援オフィスの管理運営はNPOの支援を目的とする中間支援のNPO法人に委託し,様々な支援策実施に際して協働で行っている。</p>	該当なし	該当なし
(5)市民公益活動団体(NPO)支援に関する事	<p>NPO支援のための基本方針を策定(平成15年12月1日施行)</p> <p>【基本方針1】 NPOの特質等の尊重</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政が支援する団体は,社会性・公益性への寄与が前提となります。 2 支援に当たっては,NPOの様々な特質を認知し,これを疎外しないようにします。 自発性・自立性の尊重 多種多様性・多元性の尊重 ミッション(使命)の優先の認知 NPOの有償性の認知 3 支援に当たっては,NPOのボランティア性を絶対視しません。 4 支援に当たっては,NPOを特別視しません。 5 支援を受けたNPOには,アカウンタビリティ(説明責任)を果たしていただきます。 <p>【基本方針2】 行政内部の変革の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 NPOの行政過程への連携を推進します。 2 支援に当たっては,行政の区域及び官民の枠にこだわりません。 3 支援に当たっては,職員の意識改革を行います。 4 人材育成は,すべての施策の第一歩です。 5 支援に当たっては,NPOに対する業務委託を推進します。 6 支援に当たっては,業務を行わないことも支援策であるとの認識を持ちます。 7 支援に当たっては,補助金制度偏重型支援から脱却します。 8 支援に当たっては,行政の有する情報の活用推進を図ります。 <p>【基本方針3】 環境整備の重視</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援に当たっては,NPOを取り巻く社会環境の整備を図ります。 2 NPOが情報の公開をする場を提供します。 3 NPOとの交流の促進を図ります。 4 支援に当たっては,総合的に市民活動の基盤づくりを進めます。 5 NPO支援の行政窓口の一本化を図ります。 	該当なし	該当なし
(6)NPO活動庁内体制に関する事	<p>【名称】石巻市NPO活動促進検討会議</p> <p>【目的】NPO(市民公益活動団体)の活動の促進に関する施策を調査検討する庁内体制の整備のため。</p> <p>【主な協議検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの活動の支援・促進に関する調査研究に関する事。 ・NPOへの業務委託のガイドラインに関する事。 ・その他NPOの活動の支援・促進に必要な事項に関する事 <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長(企画部次長),副会長及び委員(課長級)で構成 <p>【施行年月日】 平成16年1月6日</p>	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名			企画調整分科会
況					
河南町		桃生町	北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
平成17年2月に完成する多目的ふれあい交流施設に活動支援センターを設置予定		該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、新市においても設置する。
<p>まちづくり活動助成金交付制度</p> <p>【目的】 民間団体及び地域団体が自主的かつ積極的に取り組む社会的・公益的なまちづくり活動に要する経費について、助成金を交付することにより、団体活動や地域における活動を促進する。</p> <p>【助成スケジュール】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報4月号で、活動企画書の募集開始 2 4月末日、企画書募集締切 3 5月末日、公開審査会(外部審査員3名、一般公開、助成予定額の決定) 4 助成金交付申請書の受付～助成金交付 5 11月1日、活動中間報告会(一般公開) 6 3月下旬、成果発表会(一般公開) 7 5月末日、実績報告書の受領(助成金交付額の決定) <p>【実績】</p> <p>・平成15年度助成金交付状況(11団体・交付総額1,200千円)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 赤羽根親和会(環境美化活動) 60,000円 2 LITTLE WAVE F(かなんふれあいコンサート) 200,000円 3 三道の辻運営協議会(みんなでつくる"ふれあい散歩道") 60,000円 4 河南町空手道スポーツ少年団(遊びの寺子屋) 170,000円 5 河南子育て支援ボランティアネットワーク「吾子の会」(子育て支援活動) 100,000円 6 ふるさと河南開運太鼓(太鼓でまちづくり) 120,000円 7 朗読ボランティアグループ「まいまい(目の不自由な方に声の「かなん広報」をお届けする) 80,000円 8 子供の心を育てる内観懇話会(子供の心を育てる会) 100,000円 9 スタジオRAINBOW(車イスダンスを通じて、出会いと感動のトータルコミュニケーションの創造) 70,000円 10 おらほの元気市(農業と商業合同のまちづくり) 120,000円 11 うきうき苦楽歩(うきうき苦楽歩月例教室) 120,000円 		該当なし	該当なし	該当なし	<p>「NPO支援のための基本方針」については、石巻市の例により新市においても策定する。</p> <p>なお、河南町のまちづくり活動助成金交付制度については、合併時に廃止し、基本方針に基づく支援に転換する。</p>
該当なし		該当なし	該当なし	該当なし	石巻市の例により、新市においても設置する。

市民公益活動団体（NPO）支援の取扱いについて

1. 提案の理由

平成10年に「特定非営利活動促進法」及び「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」が施行され、1市6町においても、地域の抱えている問題に自発的かつ主体的に活動を行っている団体が増えてきています。

石巻市においては、「石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」を定め、「石巻市NPO支援オフィス」の設置や登録制度による各団体のネットワーク化等の支援策を、河南町においては、自主的かつ積極的に取り組むまちづくり活動に対する活動助成を行っています。

また、平成15年12月には、石巻市において、NPO支援育成の原則と支援施策の基本を定めた「NPO支援に関する基本方針」を策定しております。

NPOとの協働社会の構築は、新市のまちづくりを推進するうえで大きな原動力の一つとなるものと思われれます。

これらを踏まえ、石巻市において定めている条例や基本方針を例に新市においても市民公益活動団体を支援する旨の調整方針としています。

2. 関係法令(抜粋)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

(目的)

第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 (略)

別表(第2条関係)

- 1 保健, 医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡, 助言又は援助の活動

宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成10年宮城県条例第36号)

(目的)

第1条 この条例は、宮城県における民間非営利活動の健全な発展を促進するための基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、企業及び民間非営利活動団体の責務等を明らかにするとともに、民間非営利活動の促進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「民間非営利活動」とは、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動をいう。

2 この条例において、「民間非営利活動団体」とは、継続的に民間非営利活動を行う団体をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

第3条 民間非営利活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われ、その自主性及び自律性が尊重され、かつ、公共の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念に基づき、当該市町村の区域の実情に応じた民間非営利活動の促進に関する施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例(平成14年石巻市条例第5号)

(目的)

第1条 この条例は、石巻市(以下「市」という。)が市民公益活動団体と協働するに当たっての原則を定め、市及び市民公益活動団体の責務並びに事業者の協力及び市民の役割を明らかにするとともに、市民公益活動団体支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人が真に豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民公益活動」とは、市民が自らの信念と責任に基づき、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利を目的とせず、かつ、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流の推進など市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的としたものをいう。ただし、次の各号に掲げる活動を除く。(以下略)

(協働の基本原則)

第4条 市と市民公益活動団体とが、市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的とする社会的活動を協働して行う場合に当たっては、次の各号に掲げる基本原則により行わなければならない。

- (1) 対等の原則 市と市民公益活動団体は、対等の立場に立ち、各々の自由な意思に基づき協働すること。
- (2) 自主性尊重の原則 市と市民公益活動団体との協働は、強制的に行われることなく、自主性を尊重して行われるものであること。
- (3) 自立の原則 市と市民公益活動団体との協働は、相互依存関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められるものであること。
- (4) 相互理解の原則 市と市民公益活動団体が、それぞれの特性及び立場を理解し合い、両者の共通点及び相違点を認識して、互いに歩み寄る努力をし、役割分担できるものは分担していくこと。
- (5) 目的意識共有の原則 協働の目的を市と市民公益活動団体が共通理解し、かつ、確認して、双方が目的意識を共有化すること。
- (6) 公開の原則 市と市民公益活動団体の関係が公開されていること。
- (7) 非営利・公益性の原則 協働する課題は、非営利・公益性を有する分野であること。

(支援の基本方針)

第9条 市長は、市民公益活動団体の支援に関する施策を総合的に推進するため、基本方針を定めなければならない。

2 前項の基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民公益活動団体の支援に関する基本指針
- (2) 市民公益活動団体を支援するために必要な事項

協議第 5 2 号

地域振興施策の取扱い（協定項目 25-33）について

地域振興施策の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	地域振興施策の取扱い（協定項目 25-33）
調整方針	<p>地域振興施策の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 交流プラザの管理運営については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，今後の事業運営等については，新市において調整する。2 まちづくり市民・町民会議等については，新市においても，市民がまちづくりの担い手として協働・創造していくシステムを構築することとし，合併後，地域性を踏まえながら，速やかに調整に努める。3 電源立地地域対策については，これまでの経緯を踏まえ，継続して，実施することとし，整備計画については，新市において策定する。 なお，電源立地地域対策に係る基金については，牡鹿町の例により新市においても基金を設置する。4 マンガを活かした街づくりの推進については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，新市においてもマンガやマンガ的発想を地域活性化の手段として活用する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 33	協定項目の名称	地域振興施策の取扱い
調整方針	<p>地域振興施策の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 交流プラザの管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、今後の事業運営等については、新市において調整する。</p> <p>2 まちづくり市民・町民会議等については、新市においても、市民がまちづくりの担い手として協働・創造していくシステムを構築することとし、合併後、地域性を踏まえながら、速やかに調整に努める。</p>		

項目	現	
	石 巻 市	河 北 町
(1)交流プラザの管理運営に関すること	該当なし	<p>交流プラザ(メディアシップ)</p> <p>【目的】 人、物、情報の交流を促進し、町民福祉と個性的で魅力のある地域社会の創造に寄与するもの。</p> <p>【利用時間】 水～金曜日 13:00～21:00 土、日、祝日 9:00～17:00</p> <p>【主な事業内容】 ・各施設の貸出(ネットデッキ、ワークキャビン、コミュニティーコート、屋外) ・インターネット外部接続 ・レンタルサーバ ・受講者ニーズに対応したセミナー内容の企画・実施 ・ワークキャビンを活用したセミナーの企画・実施 ・情報機器の操作指導 ・教育現場への支援 ・各種イベントとの連携等</p> <p>【主な使用料】 ネットデッキ ・貸切使用 4時間につき 4,000円 ・個人使用 インターネット 1時間につき 200円 ・個人使用 インターネット以外 1時間につき無料 ワークキャビン ・貸切使用 4時間につき 4,000円 ・個人使用 1～5ブース 1時間につき 無料 ・個人使用 6～7ブース 1時間につき 500円 コミュニティーコート ・貸切使用 4時間につき 4,000円 ・16面マルチビジョンの使用 1時間当たり1,000円を加算 屋外 ・貸切使用 1日につき 10,000円 ・個人使用 テナントA・B 1区画1日につき2,000円 ・個人使用 テナント1～5 1区画1日につき1,000円 ・個人使用 仮設テント(持込)1張り1日につき500円 インターネット接続 ・インターネット外部接続 1年につき 6,000円 追加メールアドレス 1アカウント1年につき 1,200円 レンタルサーバ ・1アカウント当たり1MB～10MBまで 1年につき 無料 ・1アカウント当たり10MBを超え1MB当たり 1年につき 1,000円 使用者が入場料等を徴する場合には、割増料有</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
<p>3 電源立地地域対策については、これまでの経緯を踏まえ、継続して、実施することとし、整備計画については、新市において策定する。 なお、電源立地地域対策に係る基金については、牡鹿町の例により新市においても基金を設置する。</p> <p>4 マンガを活かした街づくりの推進については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市においてもマンガやマンガ的発想を地域活性化の手段として活用する。</p>			

況					調整の具体的内容
雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぐこととし、今後の事業運営等については、新市において調整する。</p>

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 33	協定項目の名称	地域振興施策の取扱い
---------	---------	---------	------------

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
(2)まちづくり市民・町民会議等に関すること	組織名	まちづくり市民会議	該当なし	該当なし	河南町地域会議 河南町地域担当員制度
	目的	市民自らが石巻市の将来像やその実現のための政策を行政と協働して調査研究・提案するとともに、その実現のための施策を実践推進する組織、すなわち、市民の声を吸い上げ、街づくりに反映していくシステムを構築することを目的としている。			河南町地域会議 地域の問題解決に向けての継続的な協議・検討を行い町民と行政が一緒に考え、一緒に決めて実行していく。 河南町地域担当員制度 地域の自主的な活動の支援、地域会議の支援等を行う。
	事業内容	まちづくりに関する調査研究 まちづくりに関する提言及び実践プランの策定 まちづくりに関する学習会・ワークショップ等の開催 まちづくりに関する実践活動 行政との協働事業の推進 施策の行政評価方法の検討・試行 その他まちづくりに関する事項 次の部会に分かれて活動 第1部会 いきいきまちづくり部会 第2部会 石巻港の利用と活性化を考える部会 第3部会 少子高齢化と福祉を考える部会 第4部会 石巻市の窓口行政サービスを考える部会 第5部会 みんなで知ろう石巻の財政を 第6部会 石巻の観光・交流・祭りを考える部会 第7部会 広域合併を考える部会			河南町地域会議 町内小学校区6地域に地域会議を設置し、それぞれの地域の問題解決に向けて、町民と行政との協働により協議検討する。 地域主体で実施できるものは地域会議を中心に実践し、行政又は行政と地域との協働で実施すべきものは町に提言する。 河南町地域担当員制度 調整の問題点を把握し、その解決策を講じること 地域住民の苦情及び意向の把握について、補助的機能を果たすこと 地域の開発計画、施設の整備計画等について、助言すること 自己の業務や地域の住民についての理解を深めること 地域主体の活動への自主的協力や支援を行うこと
構成等	【会員】 個人会員：年齢18歳以上の市民(市内に住所を有する者、市内に勤務先を有する者及び市内に通学している者) 団体会員：団体(市内中心に活動している市民活動団体、同盟会、協議会、町内会その他の団体及び企業)の代表 【会費】 年額3,000円(大学,高等学校,中学校等に在学中のものは除く) 【補助金】 平成15年度 【事務局】 企画部街づくり推進課 まちづくり市民会議は、公募によって一般市民が参加できる任意の民間組織でありながら、市とのパートナーシップ協定を締結し、街づくりのため、市と協働のパートナーとして活動している。			【構成】 【活動助成金】 地域会議が行う自主的かつ積極的に取り組む社会的・公益的活動に要する経費を助成 【事務局】 企画課	

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	21世紀まちづくり懇話会 第3次北上町総合振興計画のテーマである「人と自然の共生 北上町」の理念に即した街づくりを進めるため、同組織を設け、広く町民の意見を活かしたまちづくりに寄与することを目的としている。 まちづくりに関する調査研究 まちづくりに関する提言等 その他まちづくりに関すること	該当なし	まちづくり市民・町民会議等については、新市においても、市民がまちづくりの担い手として協働・創造していくシステムを構築することとし、合併後、地域性を踏まえながら、速やかに調整に努める。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 33	協定項目の名称	地域振興施策の取扱い
---------	---------	---------	------------

項 目		現					
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	桃 生 町	
(3) 電源立地地域対策に関する事	旧原子力発電施設等長期発展対策交付金	目的	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	事業内容						
	交付限度額						
	平成15年度交付額						
旧電力移出県等交付金	目的	県内における発生電力量が、県内消費電力量の1.5倍の比率を上回る等の要件を満たした場合の交付金であり、発電施設の周辺地域の住民が通勤できる地域への企業導入・産業近代化、福祉対策等の事業に充填する。				該当なし	該当なし
	事業内容	発電用施設の周辺地域の公共用施設の整備，地域活性化事業の実施					
	交付限度額	・配分対象市町 女川町(立地町)，石巻市，牡鹿町，雄勝町，河北町 ・配分率 立地町 50%，周辺市町 50% ・周辺市町配分率 牡鹿町68.2% 雄勝町14.4% 石巻市11.3% 河北町 6.1%					
	平成15年度交付額	16,900千円 ・消防団詰所兼ポンプ置場整備 ・へき地保育所管理運営に係る職員人件費に充当	9,150千円 ・町道清水田線改良事業	21,600千円 ・大浜地区コミュニティセンター建築事業			
電源立地促進対策交付金事業基金に関する事	目的	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	事業内容						
	平成14年度末基金残高						
電源立地地域対策交付金事業基金に関する事	目的	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	事業内容						
	平成15年度末基金予定額						
	その他						

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況		調整の具体的内容
北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	<p>原子力発電所が立地する市町村(対象敷地面積割合)に対して、市町村の企業導入・産業近代化、福祉対策事業のハード、ソフト事業に交付される。</p> <p>医療施設等の整備・運営、商工業等の施設整備、広報活動、研修事業等の実施</p> <p>A 発電所の能力区分に応じ定額を交付 B 運転開始後15年以上経過する施設については、交付額を加算</p> <p>敷地面積割合に応じ交付額の17%交付 交付額 81,563千円 <充当事業及び充当額> ・大原中学校へき地集会室改修事業(34,000千円) ・町立牡鹿病院の管理運営に係る事務職員人件費に充当(23,094千円) ・文化交流センター備品購入事業基金造成費(26,204千円)</p>	<p>これまでの経緯を踏まえ、継続して、実施することとし、整備計画については、新市において策定する。 なお、電源立地地域対策に係る基金については、牡鹿町の例により新市においても基金を設置する。</p>
該当なし	<p>県内における発生電力量が、県内消費電力量の1.5倍の比率を上回る等の要件を満たした場合の交付金であり、発電施設の周辺地域の住民が通勤できる地域への企業導入・産業近代化、福祉対策等の事業に充填する。</p> <p>発電用施設の周辺地域の公共用施設の整備、地域活性化事業の実施</p> <p>・配分対象市町 女川町(立地町)、石巻市、牡鹿町、雄勝町、河北町 ・配分率 立地町 50%、周辺市町 50% ・周辺市町配分率 牡鹿町68.2% 雄勝町14.4% 石巻市11.3% 河北町 6.1%</p> <p>102,300千円 ・鮎川浜南駐車場整備</p>	
該当なし	<p>電源立地促進対策交付金により整備した公共施設の維持修繕に要する経費に充当するため、基金を設置したもの。</p> <p>建設等と合わせて基金を造成した施設(泊地区コミュニティーセンターなど23施設)が対象で、充当の金額については、基金の総額(プール方式)の中から充当が可能。</p> <p>188,620千円</p>	
該当なし	<p>翌年度以降に実施する電源立地地域対策交付金事業、電源立地地域対策交付金事業により整備した公共施設の修繕、維持修繕に要する経費及び、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、の運営に要する費用に充当するため、基金を設置するもの。</p> <p>平成15年10月から、電源立地地域対策交付金として、これまでの促進対策交付金、長期発展対策交付金、電力移出県等交付金等の電源三法交付金が統合され、事業費基金、維持修繕基金以外に、新たに教育文化施設等の管理運営(管理運営の基金は基金造成から15年以内に処分しなくてはならない。)に充当する基金造成が認められたもの。</p> <p>26,204千円(文化交流センターの備品購入の事業基金として)</p> <p>旧電源立地促進対策交付金分(女川原発3号機)として、平成16年度に文化交流センター維持管理に320,000千円、維持修繕に23,950千円、表浜センターの維持修繕、10,000千円、平成17年度に町道寄磯線に10,000千円を予定している。</p>	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 33	協定項目の名称	地域振興施策の取扱い
---------	---------	---------	------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	
(4) マンガを活かした街づくりの推進に関する事	目的	「石巻マンガランド基本構想及び基本計画」に基づき、マンガによる新しい風を吹き込み、様々な交流を育みながら、ロマン溢れ、創造性を生む「夢創造のまち」となることを将来像として、マンガやマンガ的な発想を地域活性化の手段として活用する。	該当なし	該当なし
	事業内容	「生活の向上」人の暮らしに真の豊かさを創造する人づくり 「都市景観の向上」まちの個性を豊かにする創造する港(まち)づくり 「経済の向上」産業を活性化し、豊かな経済を創造する産業づくり		
	主要事業	石ノ森萬画館 (目的) ・地域独自のイメージを醸成するマンガの発信基地 ・市民の潤いや憩いの場として、また創造性を高める市民交流の中核的施設 (機能構成) 収集・展示機能、文化創造拠点機能、人材育成機能、アミューズメント機能、情報発信機能、研究機能等 (運営) 民間発想を最大限に活かすため、TMOである第三セクター(株)街づくりまんぼうへ管理運営を委託 田代島マンガアイランド (目的) ・マンガを地域文化と融合し、まちの個性やイメージを創造する文化創造拠点 (機能構成) 自然体験機能、文化体験機能、創作体験機能等 (仮称)石ノ森萬画大賞 等 (目的) ・マンガの様々な特性を活かし、様々な諸活動を具体的事業へ展開する (機能構成) 産業創造・育成機能、人材育成・教育機能、景観形成機能、交流促進機能等		

協議事項調整内容総括表

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
-------	------	------	---------

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市においてもマンガやマンガ的発想を地域活性化の手段として活用する。

地域振興施策の取扱いについて

1. 提案の理由

1市6町においては、それぞれまちの将来像の実現のため、独自の地域振興施策を実施しており、住民の協働のまちづくりの手法においても相違があります。

合併後、新市の総合計画の策定が予定されておりますが、これまで実践してきた各市町のまちづくりに対する住民の声、住民自らが実践してきた活動、そして各市町の地域性や独自性にも配慮しながらも、新市の一体的なまちづくりを展開していかなければなりません。

これらを踏まえ、各地域振興施策については、基本的には現行のとおり引継ぎ、新市において経緯を踏まえながら一体性の確保を図っていく旨の調整方針としています。

2. 根拠法令等

発電用施周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用地設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。

電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）抜粋

（課税目的及び課税物件）

第1条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

（設置）

第 1 条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源立地対策」とは、発電用地設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 7 条（同法第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第 3 条の 4 第 3 項及び第 7 条第 1 項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第 2 条に規定する発電用施設（以下単に「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含み、当該財政上の措置に該当するものであつて発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

3 第 1 項の「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項の財政上の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

（1）次に掲げる財政上の措置

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
ロ 核燃料サイクル開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）

ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付

ニ 発電用施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。）で政令で定めるもの

ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

（2）発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの

（3）前 2 号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第 3 条の 2 において「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

第12回 石巻地域合併協議会日程（案）

- 1 日 時 平成16年3月11日（木） 午後2時00分から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項
報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第 回）について
- 4 協議事項
協議第48号の1 消防団の取扱い（協定項目22）について
協議第49号の1 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について（その2）
協議第50号の1 コミュニティ施策の取扱い（協定項目25-29）について
協議第51号の1 市民公益活動団体（NPO）支援の取扱い（協定項目25-32）について
協議第52号の1 地域振興施策の取扱い（協定項目25-33）について
- 5 提案事項
協議第53号 地方税の取扱い（協定項目9）について（その2）
協議第54号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）について
協議第55号 社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について（その3）
協議第56号 保育事業の取扱い（協定項目25-14）について
協議第57号 その他の福祉事業の取扱い（協定項目25-16）について
協議第58号 防犯関係事業の取扱い（協定項目25-34）について
- 6 その他

石巻地域合併協議会日程（案）

（平成 16 年 2 月 26 日事務局作成）

年	月	日	曜	開始時間	協 議 会	場 所
16	3	11	木	14:00~17:00	第 1 2 回 協議会	ルネッサンス館 1 F (マルチ交流ホール)
		26	金	9:30~12:00	第 1 3 回 協議会	ルネッサンス館 1 F (マルチ交流ホール)
	4	8	木	15:00~17:00	第 1 4 回 協議会	ルネッサンス館 1 F (マルチ交流ホール)
	5	13	木	9:30~12:00	第 1 5 回 協議会	ルネッサンス館 1 F (マルチ交流ホール)
		28	金	9:30~12:00	第 1 6 回 協議会	ルネッサンス館 1 F (マルチ交流ホール)

6 月以降の日程は後日調整